

令和4年第2回常陸太田市議会定例会会議録

令和4年3月7日（月）

議 事 日 程（第2号）

令和4年3月7日午前10時開議

日程第 1 議員提案第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議について

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 議員提案第1号（提案理由説明・採決）

日程第 2 一般質問

出席議員

14番	川 又 照 雄 議 長	5番	藤 田 謙 二 副議長
1番	森 山 一 政 議 員	2番	小 室 信 隆 議 員
3番	菊 池 勝 美 議 員	4番	諏 訪 一 則 議 員
6番	深 谷 渉 議 員	7番	平 山 晶 邦 議 員
8番	益 子 慎 哉 議 員	9番	菊 池 伸 也 議 員
10番	深 谷 秀 峰 議 員	11番	高 星 勝 幸 議 員
12番	成 井 小太郎 議 員	13番	茅 根 猛 議 員
15番	後 藤 守 議 員	16番	黒 沢 義 久 議 員
17番	高 木 将 議 員	18番	宇 野 隆 子 議 員

説明のため出席した者

宮 田 達 夫 市 長	石 川 八千代 教 育 長
加 瀬 智 明 政策推進室理事	綿 引 誠 二 総 務 部 長
岡 部 光 洋 企 画 部 長	磯 野 初 郎 市民生活部長
柴 田 道 彰 保健福祉部長	根 本 勝 則 農 政 部 長
中 野 亘 商工観光部長	古 内 宏 建 設 部 長
柴 田 雅 美 会 計 管 理 者	畠 山 卓 也 上下水道部長
大 関 正 幸 消 防 長	武 藤 範 幸 教 育 部 長
榎 一 行 農業委員会事務局長	岡 田 和 也 秘 書 課 長
高 木 道 安 総 務 課 長	井 坂 光 利 監 査 委 員

事務局職員出席者

笹 川 雅 之 事 務 局 長
秋 山 弘 行 総 務 係 長

富 田 弘 明 次長兼議事係長

午前 10 時開議

○川又照雄議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 18 名であります。

よって定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○川又照雄議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 議員提案第 1 号

○川又照雄議長 日程第 1、議員提案第 1 号ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。6 番深谷渉議員。

〔6 番 深谷渉議員 登壇〕

○6 番（深谷渉議員） おはようございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、お手元の議員提案第 1 号について、文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第 1 号ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議について。

上記について、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出するものとする。

令和 4 年 3 月 7 日提出。

提出者、常陸太田市議会議員、深谷渉。賛成者、同じく深谷秀峰、同じく高木将、同じく後藤守、同じく成井小太郎、同じく菊池伸也、同じく益子慎哉。

提案理由、ロシアによるウクライナへの侵攻・軍事行動に対し、常陸太田市議会として抗議の意を表明するため、決議するものである。

次のページにまいりまして、ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議案。

ロシアによるウクライナへの侵攻は、国連憲章に違反し、国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり、断じて許すことはできない。

既に先制攻撃により多数の民間人を含む人々の命が奪われており、ミサイルなどの爆撃により、ウクライナに拠点を置く日本企業をはじめ、現地在留邦人の命も危ぶまれる事態である。このような武力を背景にした一方的な現状変更は明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので看過できない。ここに常陸太田市議会は、ロシアに対し、ウクライナへの侵攻・軍事行動は直ちに中止するよう求めるものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、世界の恒久平和の実現に向け、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、

即時無条件でのロシア軍の撤退を求めるべきである。

以上決議する。

令和4年3月7日、常陸太田市議会。

以上のご提案を申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○川又照雄議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○川又照雄議長 これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議員提案第1号ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議について、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第1号については、原案可決することに決しました。

日程第2 一般質問

○川又照雄議長 次、日程第2，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5番藤田謙二議員の発言を許します。5番藤田謙二議員。

〔5番 藤田謙二議員 登壇〕

○5番（藤田謙二議員） おはようございます。5番藤田謙二でございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目１，観光の振興についてであります。

いまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症。２０２０年初頭から様々な変異株が生まれ、世界中で感染が続いており、茨城県においても今年に入りオミクロン株の感染が急拡大する中、１月２７日からまん延防止等重点措置が適用となり、飲食店への営業時間短縮要請をはじめ、学校における感染防止の取組として、リモート学習や分散登校などの対応が図られています。

そして、本日から３月２１日までまん延防止措置が再延長となるなど、当初の推測以上に第６波もなかなか出口が見えない状況が続いています。

また、オミクロン型から派生した変異ウイルス、ＢＡ．２への置き換わりの可能性も取りざたされてきており、コロナ収束までにはまだまだ時間がかかるものと思いますが、現在進められている、これまでより高い中和抗体価が得られる３回目のワクチン接種の推進に加え、国内の塩野義製薬が生産している経口薬やワクチンの実用化が間近となるなど、明るい兆しも着実に見え始めてきています。

そのような中、この間のコロナ禍において大きな打撃を受けたのが観光産業であります。ＵＮＷＴＯ、国連世界観光機構の２０２１年３月発表のデータによりますと、２０２０年の国際観光客数は３億９、０００万人で、前年の１４億７、０００万人から７３％急減し、国際旅行市場の損失は、２００９年の世界金融危機の際の損失の約１１倍の１３９兆円に上ったとのことであります。

日本でもコロナ禍前は、東京オリンピック開催に向け急増したインバウンド需要により、２０１３年以降、７年連続で訪日外国人旅行者数が過去最高を更新し、２０１９年度は３、１８８万人にまで達し、消費額も４兆８、１３５億円と順調に推移していたものの、２０２０年はコロナの水際対策の強化による影響で、旅行者数は前年比８７．１％減の４１２万人、消費額も７、４４６億円と、８４．５％も減少してしまいました。

また、日本人の国内宿泊旅行者数も、２０２０年は前年比４８．４％減の１億６、０７０万人、日帰り旅行者数も５１．８％減の１億３、２７１万人、国内旅行消費額も５４．５％減の１０兆円となるなど大きな落ち込みとなってしまい、茨城県の２０２０年観光入込客数も前年比約４０％減の３、８５４万４、０００人で、２０２１年も同じ水準となる見通しとなっているようであります。

本市においてもコロナ禍前は、インバウンド推進に向け、旅行者やブロッガーなどによるファムトリップの実施や外国人旅行者向けの観光プロモーション動画の作成、インフルエンサーを活用してのＳＮＳ等での情報発信の強化など、交流人口拡大に向け様々な取組を行い、茨城空港を利用する外国人をターゲットにそれなりの成果を上げていたものと認識しています。

しかし、コロナの影響でインバウンドはほぼ消滅し、国内の旅行も厳しい状況が継続するなど、悲観的に捉えられがちな状況ではありますが、一方では、自宅にいながらバーチャルな旅を楽しむオンラインツアーや、自宅から約一、二時間圏内の近場で観光するマイクロツーリズム、働きながら休暇を取るワーケーション、密を気にせず楽しめるキャンプなど、新たな旅のトレンドも次々に生まれてきています。

そこで、（１）ウィズコロナ、アフターコロナにおける観光戦略について、旅行先の選択や旅行中の行動などの旅行スタイルの変化、密を避けた新たな行動様式、テレワークの流れを踏まえ

たワーケーションや、2拠点・多拠点居住などの新しいライフスタイルの台頭など、コロナ禍前と比べると消費者行動に大きな変化が起こってきている中で、①として、コロナ禍における観光施策の検証及び今後の観光戦略についてお伺いいたします。

また、本市の観光振興に欠かすことのできない祭りやイベントがほぼ2年間実施されていない状況にあります。新型コロナウイルス感染症も専門家の中には、今回のオミクロン株に象徴されるよう、新たな変異株への流行に置き換わっていくごとに、感染力は強くなったとしても重症化はしにくくなっていくなど、将来的にはインフルエンザのように風邪の一種へと移行していくだろうとの見解も示されてきています。

コロナで疲弊した観光産業や飲食産業をはじめとする地域経済の活性化や市民のモチベーションの向上のためにも、祭りやイベントの再開が待ち望まれているものと思いますが、②として、新たな生活様式における祭りやイベント開催の考察について、お伺いいたします。

次に、大項目2、公共施設等の適正な管理運営について、(1)公共施設等再配置計画についてであります。

本市では、平成16年の合併により、老朽化に伴う改修や更新が必要となる多くの公共施設を保有することとなったことを受け、将来を担う次の世代にできるだけ負担を残さないよう、平成25年の常陸太田市公共施設白書を皮切りに、保有する施設のコスト情報を見える化するとともに、平成29年には行動計画としての常陸太田市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の在り方についての基本的な考え方や方針等が定められました。

そして、平成31年には、個別施設計画に位置づけられる常陸太田市公共施設等再配置計画が策定され、平成29年から令和38年までの40年間で、将来費用不足分約500億円の縮減を数値目標に掲げ、これまで、地区ごとの説明会をはじめ、庁内の推進委員会及び推進本部会議において進行管理を行いながら、毎年度、公共施設カルテの更新を実施するなど、計画が推進されているものと認識しています。また、本計画は長期にわたる取組であることから、将来の人口動向や、歳入歳出の状況、国の制度変更など、社会情勢の変化に対応するため、5年ごとに計画の検証、見直しを実施するとされています。

そこで①として、今年度で最初の5年が経過するわけですが、市内全公共施設288施設中、再配置計画に基づき対応が完了した施設、対応を進めている施設、協議中の施設及び、費用的にはどれくらいの縮減が図られたのかなど、これまでの進捗状況についてお伺いいたします。

また、②として、今回の検証を踏まえた計画の見直しや、今後5年間の目標についてもお伺いいたします。

次に、(2)資産の有効活用についてであります。近年、茨城県をはじめ県内自治体において、公共施設に団体名や商品名などを冠した通称を付与するネーミングライツの導入が進んでいます。このネーミングライツとは、命名権料を施設の維持管理費などの財源として充当する事業で、購入した事業者は、社名や商品名を施設名に冠することで宣伝効果が得られ、国内では2003年に東京都が東京スタジアムの命名権を味の素スタジアムに売却したのが最初と言われています。

茨城県内ではこれまで、笠松運動公園屋内水泳プール兼アイススケート場が山新スイミングア

リーナへ、県民文化センターがザ・ヒロサワ・シティ会館へと、2か所の県有施設で命名権が導入されており、県は今年に入り新たに、大型施設を中心に地域住民に密着した身近な施設に加え、道路や歩道橋などの公共インフラなど合計164施設への導入を進めています。

命名権料は、県立図書館910万円の最低規模金額を筆頭に、年10万円前後といった小型案件も多く、問合せが相次いでいたようです。参考までに本市にある里美野外活動センターも最低希望金額30万円で募集されています。

そのような中、本市においても公共施設や市道などにネーミングライツを導入し、施設の維持管理費の負担軽減につなげるとともに、話題性の向上や注目度アップを図ってみてはと考えますが、①としてネーミングライツ導入についてのご所見をお伺いいたします。

次に大項目3、健康で快適な市民生活の実現について、（1）健康寿命の延伸についてであります。

人生100年時代を迎えようとする今、重要になってくるのが、健康寿命の延伸であります。幾ら長生きできても、寝たきりになったり介護が必要になったりすると、生活の質が大きく低下してしまいます。そうした事態を防ぐことと併せて、2024年頃にはいわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者人口がピークを迎える一方で、現役世代が急激に減少するなど、社会の生活を維持・向上しつつ、持続可能な社会保障を実現していく観点からも、予防・健康づくりを強化して健康寿命の延伸を図ることが大切になってくるわけであります。

健康寿命とは、健康上の問題がなく日常生活を自立して送れる期間のことで、誰の助けを借りることなく健康的に日常生活を送れる年齢と定義されており、近年、医療技術の進歩や健康意識の高まりといった要因により健康寿命が延び続けている中、健康寿命との差、いわゆる健康が損なわれて介護などが必要となってしまう期間をできるだけ少なくするような取組が求められている状況にあります。

そこで、①として、国県及び本市における直近の平均寿命と健康寿命について、その差も含めお伺いいたします。また、本市においては、平成27年3月に健康寿命を延ばすことを目標に、5年間を計画期間とする健康増進計画を策定し、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、病気の早期発見、早期対応のための二次予防を重視するなどの取組を展開されてきました。そして、令和2年3月には、さらなる健康寿命の延伸を目指し、三次予防である、疾病の治療、重症化予防、合併症の発症予防も取り入れた、令和6年度までの5年間を計画期間とした第2次健康増進計画が策定され、現在に至っています。

令和4年度には中間評価を行い、目標に対する進捗状況等により見直しの必要性が生じた場合は随時見直すとされていますが、②として、健康寿命の延伸に向けたこれまでの取組の評価と今後さらに力を注ぐべき取組についてお伺いいたします。

以上、3項目7件についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○川又照雄議長 答弁を求めます。商工観光部長。

〔中野亘商工観光部長 登壇〕

○中野亘商工観光部長 大項目1、観光の振興について、（1）ウィズコロナ、アフターコロナ

における観光戦略についての2点のご質問にお答えいたします。

1点目のコロナ禍における観光施策の検証及び今後の観光戦略についてでございますが、新型コロナウイルスの影響により、観光業界も全国規模で大きなダメージを受けており、本市におきましても議員ご発言のとおり、イベントの中止や観光施設の休館など、感染拡大防止の観点から積極的に誘客することができていない状況が続いております。

そのような中ではありますが、団体バスツアーの旅行費用の一部を助成する団体旅行誘致促進助成事業や、個人観光客をターゲットとしましたプレミアム付旅行券の発行などを展開してまいりました。

団体旅行誘致促進助成事業につきましては、令和元年度と令和3年度1月までを比較しますと、令和元年度のバス台数が174台に対しまして、令和3年度は41台と4分の1程度にとどまっておりますが、第5波の収束した11月には、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県より34台の観光バスが本市を訪れていることから、観光バスによるバスツアーについては今後も本市への誘客に期待できるものと考えております。

プレミアム付旅行券につきましては、コロナ禍での県をまたいだ移動自粛を鑑みまして、令和2年度と令和3年度は本市以外の県内在住者を対象として販売を行いました。いずれも発行した1万3,000冊が完売となりましたことから、県内在住の誘客に一定の成果を上げられたものと考えております。

また、今年度はプラトーさとみオートキャンプ場4区画をオープンするとともに、これまで、12月から3月まで冬期閉鎖しておりました竜の里公園においての冬季キャンプ受入れにより、コロナ禍でのアウトドア需要の高まりに対応してきたところでございます。

今後につきましては、団体旅行誘致促進事業やプレミアム付旅行券の発行を継続して実施し、落ち込んでいる観光需要の回復に努めるとともに、3密を避けられるアウトドアの需要が高まっていることから、市内で最も観光客が訪れる竜神峡エリアのさらなる魅力向上を図るため、民間事業者の柔軟なアイデアを取り入れ、竜神峡エリアでの新たなアクティビティーの創設を進めてまいります。また、竜の里公園等施設利用予約につきましては、利用者の利便性向上を図るため、オンライン予約システム導入を進め、よりよいアウトドア環境づくりに努めてまいります。

併せまして、令和5年度には、JRグループと連携した茨城デスティネーションキャンペーンが21年ぶりに本県で開催されることになりましたことから、今後は、茨城県に設置されるデスティネーションキャンペーン推進室との連携を密にし、旅行会社やメディアを対象としたファムツアーの開催や、各種観光キャンペーンの積極的な参加を通じて本市をアピールするとともに、市内観光事業者等を対象としました、おもてなし接客研修会を引き続き実施することにより、デスティネーションキャンペーンにおけるおもてなしの機運醸成を図り、観光物産協会の会員等の民間事業者と連携を図りながら、当キャンペーンを契機とした新たな観光客の獲得に努めてまいります。

続きまして、2点目の新たな生活様式における祭りやイベント開催への考察についてでございますが、議員ご発言のとおり、新型コロナウイルスの影響により、例年行われておりました祭り

やイベントにつきましては、そのほとんどが中止や規模縮小を余儀なくされてまいりました。

そのような中ではございますが、令和３年度におきましては、国県の定める感染症拡大防止ガイドラインを遵守した上での里美かかし祭りや竜神峡紅葉音楽祭、竜神紅葉スタンプラリー、常陸秋そば川柳コンテスト、常陸太田そばまつりを開催し、誘客に努めてまいりました。さらに、昨年１２月には鯨ヶ丘商店街主催で１２月倉のイベントが開催され、３月にはひなめぐりが開催されるなど、市民の方々が主体となったイベントによりまして多くの誘客が図られるなど、コロナ禍ではありますが、明るい兆しも見えつつあります。

観光振興は本市にとりまして重要な施策の柱であり、地域の観光資源を活用し誘客を生み出すことは、大きな経済効果をもたらすなど地域の活性化に欠くことのできない施策であります。今後の祭りやイベントの開催につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を注視し、各実行委員会による意見を聴取しながら、実施の可否を判断してまいります。

○川又照雄議長 企画部長。

〔岡部光洋企画部長 登壇〕

○岡部光洋企画部長 公共施設等の適正な管理・運営について、大きく２点のご質問についてお答えいたします。

１点目の公共施設等再配置計画についてでございますが、本市におきましては、厳しい財政状況を踏まえ、これまで既に保有しておりますインフラ施設も含めた公共施設等の将来費用に対する財源不足の解消を目指して、平成２９年度から令和３８年度までの４０年間で、将来費用不足５００億円の縮減を数値目標に掲げ、関係各部課等により組織された庁内推進体制の下、毎年度、調査検証を実施し、施設の再配置に取り組んでいるところでございます。

公共施設等再配置計画の策定から５年が経過した中でのこれまでの進捗状況でございますが、計画策定時におけます市内全公共施設２８８施設の中で、長期にわたり維持していく施設１１５施設を除きました１７３施設について取組を進めておりまして、１７３施設のうち、令和３年度に完了予定の施設を含めまして、再配置計画に基づく対応が完了した施設が４４施設、市民や地域の皆様との協議等が完了した対応を進めている施設が１０４施設、現在対応に向けて協議中の施設が２５施設でございまして、令和３年度までに約７０億円が縮減されたものと認識してございます。

なお、市民や地域の皆様との協議が完了した施設については速やかに対応することとし、令和４年度におきましては、旧水府幼稚園、旧高倉交流センター、旧清掃事務所、旧し尿処理中継所、消防施設４施設の合計８施設及び市営住宅１４棟の解体費用、風力発電施設、世矢幼稚園など５施設の解体における設計業務に係る費用を令和４年度当初予算に計上させていただいたところでございます。

５年を経過いたしました計画の検証を踏まえた見直しと今後５年間の目標についてでございますが、４０年間で将来費用不足分５００億円の縮減の目標達成のためには１年平均で１２億円強の縮減が必要になりますが、令和３年度までの５年間で約７０億円の縮減がなされましたことから、計画は順調に進捗していると認識してございます。しかし、市民に身近な地域の集会所など、

市民と密着した施設におきまして再配置を進める上で地域との協議に時間を要し、対応期限を3年以内の短期から10年以内の中期に変更して対応を継続している施設もございますことから、今後とも、施設全体を同じ実施方針で対応していくのではなく、市民や地域に理解を求めるとともに、財源不足の解消に向けて、施設保有に係る費用について十分に意識しながら、個別施設ごとに協議を進めていく必要があると考えてございます。

今後5年間の目標につきましては、40年間で500億円の縮減目標を達成するため、5年後に迎えます計画期間10年間で125億円の縮減を目標とし、現在、中期10年間までを耐用期限としております未完了の施設76施設につきましては、再配置計画に基づく対応の完了を目指してまいります。なお、再配置の推進に当たりましては、今後とも市民の視点に立ち、関係部課等が横断的に連携し、スピード感を持った実行を図ってまいります。

次に、2点目の資産の有効活用についてのご質問についてお答えいたします。

ネーミングライツ導入についての所見についてでございますが、公共施設へのネーミングライツの導入につきましては、施設の維持管理に係る新たな財源確保の手段として有効な手法であるとともに、話題性の向上につながるなどイメージ戦略の観点からも有効であると認識しております。また、ネーミングライツを購入する企業等にとりましても、地域貢献に加えて企業等のイメージや認知度の向上などのメリットを有しているものと考えております。

一方で、導入に当たりましては、本市へのネーミングライツ導入による効果、地域や市民の理解、公共施設としての地域性や公平性の確保、また、施設名称が変わることから、既存施設への導入については、施設利用者の混乱や施設に対する愛着が薄れてしまうという課題もございます。

ネーミングライツの導入につきましては、諸課題を踏まえながら、財源確保も含めた公民連携の手法として、県や他自治体の事例等を参考にしながら、新総合体育館や東部土地開発関係、市0139号線など、導入の効果が見込めるとされる新たな施設等への導入については検討してまいります。地域活性化につながるような取組とするためには、既存施設への導入につきましては、市民の考え方や感情への配慮も必要であると考えますことから、まずは市民アンケート等を実施しながら検討してまいりたいと考えてございます。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 健康寿命の延伸についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、国県及び本市における直近の平均寿命と健康寿命についてでございますが、議員ご発言のとおり、高齢化が進む中で、一人ひとりの生活の質を維持し、社会保障制度を持続可能なものにするためには、健康寿命の延伸とともに平均寿命との差を縮小することが重要であると言われております。

厚生労働省が発表した資料によりますと、国においては令和元年時点で、男性は平均寿命81.41歳に対し、健康寿命は72.68歳、女性は、平均寿命87.45歳に対し、健康寿命は75.38歳で、その差は、男性が8.73歳、女性が12.07歳となっております。

茨城県においては、令和元年時点で、男性は平均寿命80.62歳に対し、健康寿命は72.71

歳、女性は、平均寿命86.52歳に対し、健康寿命は75.8歳で、その差は男性が7.91歳、女性が10.72歳で、全国平均から見ると、男女ともに支援や介護を必要とする期間が短く、自立した生活を送れる期間が長くなっております。

本市の平均寿命ですが、平成27年の厚生労働省統計が直近のデータでありまして、男性が80.5歳、女性が86.4歳で、県内の市町村の順位では、男性が11位、女性が13位となっております。なお、健康寿命につきましては、現在のところ厚生労働省において市町村別に出されているデータはございません。

次に、健康寿命の延伸に向けたこれまでの取組の評価と、今後さらに力を注ぐべき取組についてお答えをいたします。

本市では、議員ご発言のとおり、平成27年3月に、健康寿命の延伸に向け生活習慣病予防を重視した健康増進計画を策定し、令和2年3月からは、生活習慣病予防の取組に加え、疾病の重症化予防も取り入れた第2次健康増進計画により、大きく2つの目標を掲げて健康づくりの様々な施策に取り組んできております。

1つ目の目標として、本市の一番の健康課題である生活習慣病にかかっている者の増加を防ぐため、3大生活習慣病、がん、心疾患、脳血管疾患による死亡率の減少を挙げており、その取組としては、平成29年度に市内103町別の市民の健診データや国民健康保険に関する医療費データの分析を行い、いずれも生活習慣病が多いという結果に基づき市内全町において健康教室を実施しております。平成30年度以降においては、生活習慣病予防の健康レシピの作成、各種検診を受けるとインセンティブがもらえる健康ポイント事業、節目年齢の歯周病検診、胃がんリスク層別化検査等に取り組んでまいりました。

こうした取組に対する評価ですが、三大生活習慣病による死亡率を見ますと、平成27年では人口10万人当たりのがんによる死亡率が422人、心疾患が304人、脳血管疾患が164人に対して、令和元年の値は、がんによる死亡率は430人、心疾患は259人、脳血管疾患は165人となっており、心疾患による死亡率は明らかに減少しておりますが、がんによる死亡率は増加傾向にあり、脳血管疾患による死亡率はほぼ変わらない状況となっております。引き続き生活習慣病予防に重点を置いた事業の推進に努めていく必要があると考えているところでございます。

特にがんによる死亡率が高い状況にあるため、コロナ禍においてもできるだけ多くの方に受診していただけるよう、大腸がん検診においては年間を通して受診できることや、子宮がん、乳がんの医療機関検診においてインターネットによる申込みも可能としたことを引き続き周知を図りまして、受診率の向上に努めてまいります。

また、もう1つの目標である、要支援・要介護認定者が増加しているという現状を踏まえ、65歳以上の方の健康だと思う人の割合を増やすことにつきましては、高齢者の運動に力を入れて取り組んでまいりました。市民が身近に通える場所で運動ができるように、ラジオ体操やシルバーリハビリ体操、スクエアステップの普及に努めておりまして、市内103町全てで実施することを目標に、現在、シルバーリハビリ体操の自主グループは85か所で、スクエアステップの自

主グループは33か所で取り組まれております。

65歳以上の方の健康だと思ふ人の割合につきましては、平成27年度は62.6%で、令和元年度では66.5%と、若干健康だと感じている方が増えている状況にございますが、さらに運動を取り入れた健康教室等の充実を図りまして、健康意識の向上と多くの方が参加できる機会の創出に努めてまいりたいと考えております。

最後に、健康寿命の延伸に向けて今後さらに力を注ぐべく取り組む取組についてでございますが、令和4年度からは、がん検診の受診率向上と早期発見を目指し、65歳以上の方を対象に、肺がん検診に加え、胃がん検診、大腸がん検診の自己負担金の無料化を予定しております。また、高齢者の健康状態を総合的に把握し、フレイル予防を重点的に進めていくために、専任の保健師を配置し、専門部署を設けるなど組織の強化を図りながら、健診結果に基づく個別保健指導や地域での健康教室等を関係機関と連携して一体的に進めてまいります。

健康増進対策は、一朝一夕に効果が表れるものではなく、一定程度の期間が必要でありますことから、中長期的に観察をしながら継続的に取り組むことが肝要であると考えております。引き続き、効果の検証を行いながら、元気で長生きする高齢者を一人でも多く増やすための施策に力を注いでまいります。

○川又照雄議長 藤田議員。

〔5番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○5番（藤田謙二議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問いたします。

大項目1（1）①のコロナ禍における観光施策の検証については、厳しい状況下にあっても、団体バスツアーの助成やプレミアム付旅行券の発行などを展開してきたということで、特に本市以外の県内在住者を対象に実施したプレミアム付旅行券は、2年連続で発行した1万3,000冊が完売となるなど好調だったということですが、具体的にこういった目的での利用が人気なのか、お伺いをいたします。

○川又照雄議長 商工観光部長。

○中野亘商工観光部長 令和3年度のプレミアム旅行券の利用状況についてお答えいたします。

2月28日現在で、ゴルフ場が3,473万9,000円で61.8%、お土産店が942万円で16.7%、果樹園が607万8,000円で10.8%、食事が497万4,000円で8.8%、入浴が56万3,000円で1%、宿泊が46万3,000円で0.8%、体験が1万6,000円で0.1%となっております。

○川又照雄議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） キャンプ同様に、アウトドアスポーツとして特定の人と少人数でプレーすることができることから、最近、女性や若い世代などでもゴルフの人気の高まっている中で、市内に6か所と恵まれた環境でのゴルフ場における利用が多いのもうなずける傾向であるなど感じたところです。

一方で、今年度からは、1冊5枚のうち1枚はゴルフ場及び宿泊施設では利用できないように

するなど、利用に偏りが起きないように対応も図られているようでありますので、引き続き対象となる施設を幅広く利用していただけるような取組に期待をしています。

また、アウトドア需要の高まりの中、今年度オープンされたプラトーさとみ及び竜の郷公園のオートキャンプ場の利用状況についてお伺いいたします。

○川又照雄議長 商工観光部長。

○中野亘商工観光部長 今年度オープンいたしましたプラトーさとみオートキャンプ場の利用状況でございますが、105組303人の利用がございました。また、竜の里公園キャンプ場につきましては、2月末時点におきまして、962組2,402人となっており、前年度と比較しまして、352組754人の増となっております。

○川又照雄議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） やはり、アウトドア需要の高まりとともに利用者が増加しているようですが、JTB総合研究所によりますと、コロナの影響により近隣の観光スポットに小さなグループで出かけるマイクロツーリズムの需要が高まりを見せており、情報発信や観光コンテンツの開発を再検討する必要性を提案されています。また、東洋大学国際観光学部の越智教授も、新たな旅の形として、自然豊かなところに行きたい、少人数で出かけたい、近場で楽しみたい、マイカーで移動したいといったスタイルが一般化してきていると分析しています。

そのような中、地域の観光資源をブラッシュアップするとともに、点と点をつなぐなどいろいろと組み合わせることによって本市の魅力を倍増させる、または、市内にできるだけ長い時間滞在してもらえそうな仕掛けが大切であるように感じています。

例えば、本市ならではのバンジーをはじめ、カヌーや新たに導入を検討しているアクティビティー、さらには、酒蔵見学やブドウ、ナシ、イチゴの収穫などの体験メニューに日帰り温泉施設やおそば屋さんの会などの飲食店を組み合わせた周遊プランを企画したり、竜の里公園を利用されている方はキャンプ当日は竜っちゃんの湯を利用されていると思いますが、あえて翌日にぬくもりの湯を利用してもらえそうなサービスを提供したり、竜神大吊橋の渡橋と市内のほかの観光スポットを組み合わせるなど、異業種との足し算や掛け算方式で市内を回遊して楽しんでもらえそうな観光コンテンツをプロデュースして道の駅などで案内するなど、アイデア次第でいろんな組合せが考えられると思いますので、ぜひ検討をしてほしいと望みます。

そして、今後の観光戦略については、オンライン予約の導入や新たなアクティビティーの創設に加え、来年秋に実施される茨城DCキャンペーンに向け本市をアピールしていくということでもありますから、ぜひ、コロナ収束後に実施される大型キャンペーンとなることを見据えて、このチャンスを最大限に活用し、市内の観光振興につなげていってほしいと望みます。

また、本市出身のアーティストやモデル、スポーツ選手、ダンサーなど比較的若い世代で全国で活躍されている方々をインフルエンサーとして活用することも本市のPRに効果的であると感じていますので、観光振興のみならず今後検討を進めてほしいと思います。

②の新たな生活様式における祭りやイベント開催の考察については、里美かかし祭りを感染対策を講じた上で実施されたように、ぜひ、どうしたら実施できるか、どうすれば開催可能かなど、

新たな手法を模索しながら少しずつでも復活の機運を高めていってほしいと望んでいます。直近で言えば西山公園のさくらまつりがあるわけですが、例えば、大々的なPRは実施しないとしても、ぼんぼりの明かりやライトアップだけでも行って、少しでも市民の気持ちが温かくかくなるような雰囲気づくりが大切であるように感じています。

ぜひ、コロナの影響で経済をはじめメンタル面においても閉塞感の漂っている社会全体の雰囲気を払拭する観点からも、100かゼロではなく、30でも50でも、できることから徐々に復活させていけるよう、中止ありきでない検討を期待しています。

大項目2（1）公共施設等再配置計画については、対象の288施設中、長期計画である115施設、全体の約40%に当たる分を除いて、対応完了が44施設、全体の約15%、対応進行中が104施設で、これは全体の36%ですか。対応協議中が25施設、約9%ということで、金額に換算すると約70億円の縮減が図られたということで、順調に進捗している旨を理解いたしました。

今後5年間の目標についても、関係部課等が横断的に連携し、延べ10年間で125億円の縮減を目指していくとのことで、さらに5億円の縮減が必要となるわけですから、引き続き市民や地域に理解を得ながら実行してほしいと思います。

次に、（2）ネーミングライツについては、新たな施設を中心にアンケート調査等を実施しながら検討を進めていくということで、前向きな答弁をいただいたものと感じています。

茨城県のほかにも、近隣では那珂市が那珂総合公園を茨城放送と年額187万円で3年間契約し、この4月からなかLuckyFM公園の愛称で使用がスタートします。箱物施設以外にも、古河市では駅前の約1.3キロの市道を年額10万円で5年契約し、地元飲食関連の企業が昨年の8月から命名権を得るなど、建物だけでなく道路などインフラ施設もが対象となっているケースもあります。

先ほどの答弁では、懸念される課題が幾つか挙げられていましたが、例えば、人気が高く、知名度もある国民宿舎鶴の岬などの命名権においては、国民宿舎も鶴の岬も名称の一部に入れることを原則に「〇〇ホテル」などとしないようにすることで、利用者に混乱が生じたり地域での愛着が損なわれることのないよう条件を詳細に設定するなど、配慮された募集となっているようです。ぜひ、先進事例も参考にしながら検討を進めていただきたいと思います。

大項目3（1）①の平均寿命と健康寿命及びその差については、茨城県は全国平均より男女とも支援や介護を必要とする期間が短く、自立した生活を送れる期間が長くなっているということで、非常によい傾向にあると感じますが、それでも男性で約8年間、女性で約11年間は健康が損なわれ介護などが必要となってしまう状況があることが分かったわけです。

市町村別の健康寿命についてはデータがないということで、残念ながら県内での比較ができないということですが、平均寿命からすると、県内で男性が11位、女性が13位ということから、どちらかというと長寿のまちであると言えるのではないのでしょうか。健康寿命の延伸ということからすれば本市の置かれている状況も知りたかったところではありますけれども、近年における国と県の平均寿命と健康寿命及びその差の推移並びに茨城県の全国のランキングはどのような状

況なのか、お伺いいたします。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 初めに近年における国と県の平均寿命と健康寿命及びその差の推移についてお答えをいたします。

健康寿命が発表される３年ごとの数値で平成２５年から令和元年までの推移を見ますと、国では、平均寿命、健康寿命において男女ともに少しずつ伸び続けておりますが、その差については縮小しており、男性が０．２９歳、女性が０．３３歳縮まっております。県においても、国同様、平均寿命、健康寿命において、男女ともに少しずつ伸び続けておりますが、その差は男女とも変わらない状況となっております。

次に、茨城県の全国ランキングですが、直近の令和元年のデータで、平均寿命が男性が４１位、女性４５位で、健康寿命は男性１９位、女性１７位、その差については、男性７位、女性６位となっております。男女ともに平均寿命は低い順位で推移し、健康寿命は中程度で、その差については高い順位での推移となっております。

○川又照雄議長 藤田議員。

○５番（藤田謙二議員） 県の平均寿命の順位がちょっと低いことに驚きましたけれども、健康寿命との差は高い順位で推移されているということで、健康寿命の延伸に向けた県内の取組の成果が現れているように感じたところです。

では、本市の平均寿命及び県内ランキングの推移というのはどのような状況なのかお伺いいたします。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 市の平均寿命は５年ごとに発表されており、平成１７年、平成２２年、平成２７年の推移を見ますと、少しずつではありますが伸びている状況で、県内ランキングの推移は、男性は、平成１７年から１３位、３位、１１位、女性は、平成１７年から６位、１９位、１３位となっております。

○川又照雄議長 藤田議員。

○５番（藤田謙二議員） 比較的高い順位で推移しているようでありますから、なおさら健康寿命の延伸に向けた取組が求められるものと感じます。

２の健康寿命の延伸に向けたこれまでの取組の評価については、様々な取組を実施する中で課題を抽出し対応に努められている旨、理解をいたしました。また、今後さらに力を注ぐべき取組についても、新年度から、がん検診の受診利用向上と早期発見を目指し、６５歳以上の肺がん、胃がん、大腸がん検診の無料化や、認知機能や社会的なつながりが低下するフレイルを予防するための専任保健師を配置し、高齢者の健康状態を把握するとともに、医師会や関係団体と連携しながら一体的に進めていくということで、私も健康寿命の延伸のためには、フレイル予防・対策が大変重要であると感じています。バランスのよい食事、無理のない程度の運動、８０歳になっても２０本以上の自分の歯を保とうという８０２０運動、さらには社会とのつながりを持てるような取組へのサポート等を通じて、さらなる健康寿命の延伸に成果が現れますことを期待申し上げます。

げ、私の一般質問を終わります。

○川又照雄議長 次に、1番森山一政議員の発言を許します。1番森山一政議員。

〔1番 森山一政議員 登壇〕

○1番（森山一政議員） 改めまして、おはようございます。1番森山一政でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

コロナウイルス株も、昨年秋以降、落ち着きを見せておりましたが、1月になり急速に感染者が拡大してきました。2月になりますと、1日の茨城県のコロナ感染者数は1,000人を超えて、1,500人超えになり、3月5日現在の国内での感染確認は、534万9,377人、茨城県は8万320人、常陸太田市は679人と、今までにない感染者数となっております。

これまでは病棟数の確保に重きを置いてきたようですが、外来診療の負担軽減と、オミクロン株の特性から自宅での療養にかじを切っております。その上、マスクの着用、手洗い・うがいの徹底、3密の回避など、自分の命は自分で守る自助の考えが強く求められております。

改めて、これまで医療現場において感染の急拡大に懸命に対応しております医療従事者の皆様方大変なご尽力に、心から敬意を表する次第です。

それでは、質問に入らせていただきます。

常陸太田市は、宝島社で発行している田舎暮らし2022年度版で、人口3万人以上、5万人以下の町で、若者世代、単身者が住みたいまち、子育て世代が住みたいまち、シニア世代が住みたいまちで、北関東の中でトリプルでの1位に選ばれました。海にも近い、山にも近い、都会にも近い立地であり、子育て支援や住宅取得補助、自然環境にも恵まれたところで、ナシ、ブドウと味覚にも恵まれたすばらしい場所であり、そしてまた、他市に先駆けて子育て支援や移住・定住に取り組まれたことが評価されたものと思っております。

さて、現在市では、公共施設の総管理計画を進めております。市町村合併前の昭和50年代から60年代にかけて、多くの建物、施設の整備がなされており、これらの施設の維持費や管理運営費のほかに、老朽化に伴う改修工事など新たにかかる費用が、今後大きな課題になっていくものと思っております。

令和3年度の決算報告書で、市の税収を見ますと、雑駁に見ても48億5,000万円であり、市は財政的にも厳しい状況に置かれているのが見てとれます。公共施設等の見直しを行い、市の有する施設の全体像を明らかにして、マイナスのところ、プラスになるところをよく把握をして、伸びるところは伸ばしていきたいものです。

前回の一般質問をしたときに気になったところがありました。体育館についての土地の貸借契約については白紙になりましたが、同じような契約をしている西山研修所に関してお聞きしたいと思います。

昭和13年、当市出身の実業家、梅津福次郎氏が、江戸時代の学問所の跡地に、茨城県西山修養道場を造り、研修、教育、民主主義の普及を図る文化的研究所として始まりました。平成25年に常陸太田西山研修所に改められた施設で、自然散策、創作活動、スポーツ活動、生涯学習の推進を目的にしたところで、市にとっても歴史的にも大きな場所だと考えております。

3,500坪の山林と宅地を1年間、88万で貸借をしております。市民の方々は、県から払下げた研修所は高い値段で貸借契約をしているとよく話に聞きます。

そこで1として、西山研修所の土地についてはどのような貸借契約をしているのか、内容について伺いたします。

2として、西山研修所の建物について、毎年、改修・メンテナンス等について、どのくらいの修繕費が発生しているのか、伺いたします。

3として、現在、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会に指定管理をお願いしております。指定管理料及び支出について、決算状況はどのようなになっているのか、伺いたします。

次に、公共施設の総合管理計画の中で、市内にある温浴施設についてお尋ねいたします。

常陸太田市は1市1町2村が合併をしました。合併後に引き継いだ施設を市は運営をしております。合併前と同じように運営をしているように感じており、無駄なところが相当あるようにも考えております。その中で、温浴施設について伺いたいと思います。

これまで、金砂郷の施設の運営をお願いしておりました運営会社ですが、指定管理料を頂いても今後の運営がとても厳しいとのことで、契約がまとまりませんでした。このため第三セクターの水府振興公社が運営をするとのことです。このような状況を見ますと、管理から経営をするというように考え方を変えていかなければならない感じがしております。

今、常陸太田市には、温浴施設が4か所あります。これらの施設は、市民の健康増進や観光振興面に加えて、地域の雇用の維持に一定の効果があったものと考えております。一方、コロナ禍の中で利用者が伸び悩み、水や燃料を使う温浴施設の運営は、今後ますます厳しい状況になってくると聞いております。

そこで、1として、市内の4つの温浴施設について、今後どのような運営を考えているのか、伺いたします。

2として、市内の4つの温浴施設を将来的にはどのような方向性で進めていくのか、伺いたします。

3として、常陸太田観光果樹園検索アプリを作っております。これら温浴施設への誘客拡大に向けた観光果樹園検索アプリ等との連携をした広報宣伝の活用について伺いたします。

人口問題と同様に、資産ストックの老朽化や資産の維持管理の費用の経費が増大することなどを考えますと、不要なものこれから伸びていく可能性を持っているものとよく調べて、財政健全化を考えていかなければならないと考えております。計画的な行動をよろしく伺いたします。これから、この地域がますます住みよくなるような前向きな答弁をよろしく伺いたします。

これで第1回目の質問を終わります。

○川又照雄議長 答弁を求めます。教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

○武藤範幸教育部長 公共施設等総合管理計画についての西山研修所に関する3点のご質問にお答えいたします。

まず、１点目の西山研修所の土地の貸借契約についてでございますが、当該土地の所有者であります公益財団法人徳川ミュージアムとの契約でございますが、契約の内容につきましては、茨城県が所管をしていたときの契約内容を当市において引き継いだ内容となっております。

契約期間は、当該施設が茨城県から移管されました平成２５年４月１日から令和２６年３月３１日までの３１年間、借地面積は１万１,６９５.６２平方メートル、借地料は年間８８万円、主要目的は西山研修場敷地としての使用、また、契約解除に際しての条件といたしまして、契約が合意解除、解除、その他の事由により終了したときは、市は直ちに地上物件を収去し、建物基礎部分の地下埋設部分などを含め原状回復をして植林し、返還するものとする。ただし、地上物件の収去到期日を要した場合は、市は返還日までの賃借料相当額を月割り計算により徳川ミュージアムに支払うものとしてございます。

次に、２点目の西山研修所の建物に係る修繕費等についてお答えいたします。

まず、市が直接行いました修繕費でございますが、茨城県から移管を受けた平成２６年度から令和３年度までの９年間で合計５,４４３万６,６１１円でございますが、修繕に要した費用につきましては全て市の一般財源からの支出でございます。

年度別で申し上げますと、平成２５年度は給水管仮設・配管・修繕に４６万８,３００円、２６年度は空調設備修繕に１１８万３,７８８円、平成２７年度は温水ボイラー取替え工事等に９７万７,２４０円、平成２８年度は新館浴槽修繕工事等に３７５万３,０００円、平成２９年度は修繕費等はありませんでした。平成３０年度は事務室床修繕等に１５３万８,８３３円、令和元年度は新館改修工事等に１,８０８万８,４００円、令和２年度は高圧ケーブル改修工事等に１,３８２万７,０００円、令和３年度は新館外壁補修工事等に５８０万８,０００円でございます。

また、メンテナンス費でございますが、各種設備等の保守点検や法定検査手数料、施設清掃、防除作業、機械警備など年間２５０万円程度でございますが、これは指定管理料に含まれているものでございます。

次に、３点目の指定管理者に支払う指定管理料及び指定管理者の決算状況についてお答えいたします。

指定管理料は、現在の指定管理者となりました平成３０年度から令和４年度までで、総額２億６,５５２万円でございます。年度別で申し上げますと、平成３０年度は１２月からの指定管理のため４か月間で１,７００万円、令和元年度から４年度までは隔年６,２１３万円でございます。

この間の指定管理者の決算状況でございますが、平成３０年度は６８万２,１４４円の黒字、令和元年度は４０万６,６４４円の赤字、令和２年度は２０万７,１５７円の赤字となっております。令和元年度及び令和２年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として施設の休館や利用人数等の制限を行ったことなどが影響しているものでございます。

○川又照雄議長 商工観光部長。

〔中野亘商工観光部長 登壇〕

○中野亘商工観光部長 大項目１の公共施設の総合管理計画について、（２）常陸太田市の４つの温泉施設について、①どのような運営を考えているのかのご質問にお答えいたします。

現在、市内には、常陸太田地区にやまぶきの湯、金砂郷地区に金砂の湯、水府地区に竜っちゃん乃湯、里美地区にぬくもりの湯と、4つの温泉施設がございます。各施設とも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県をまたいだ移動自粛や国や県の緊急事態宣言などによる施設利用休止などにより入館者が減少し、経営的にも厳しい状況が続いております。

これらの4つの施設につきましては、それぞれ、地域住民の交流や住民福祉増進を目的とした施設であると同時に地域の雇用の場となっておりますことから、当面の間は、苦しい決算状況ではありますが、これまでの指定管理による運営方法を継続してまいります。

続きまして、②将来的にどのような方向性で進めるのかの質問にお答えいたします。

市内の4つの温泉施設につきましては建設から相当の年数が経過しており、施設の修繕や設備の交換など維持管理に多くの費用が必要となっております。今後につきましては、市の公共施設等再配置計画に基づき進めてまいります。施設の利用状況や収支状況等を精査し、状況に応じた柔軟な考えの下、各施設の今後の在り方を検討してまいります。

次に、③これら温浴施設への誘客に向けた観光果樹園検索アプリ等との連携した広報宣伝についてのご質問にお答えいたします。

観光果樹園検索アプリK A J U A Lは、観光果樹の販売時期における果樹園の販売状況のリアルタイム情報をお知らせし、また、各観光果樹園までのルート案内機能を有したアプリとして昨年8月から運用を開始したところですが、運用後の8月から10月までの間のアプリへのアクセス件数が約5万4,000件、スマートフォンへのダウンロード件数については約2,100件となっており、多くの方々が注目するアプリでありますので、市観光物産協会の観光アプリへのリンク等が可能となれば、温浴施設はもとより他の観光施設への波及効果も見込めるものと考えております。

現在は手軽にスマートフォンから情報を得ることが主流となっていることから、市は令和4年度に、市ホームページとの連携によって行政情報や災害情報、観光情報などを一元的に発信可能とする行政総合アプリの導入に向けて、盛り込むべき機能・情報などを検討していく予定としておりますので、アプリの活用により、市民はもとより観光客にも資する効果的な情報発信ができるよう努めてまいります。

○川又照雄議長 教育部長。

○武藤範幸教育部長 教育部長でございます。

先ほど西山研修所関連のご質問の修繕費のくだりの中で、茨城県からの移管を受けたのを平成26年度と答弁をいたしました。平成25年度の間違いでございました。大変申し訳ありませんでした。修正のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○川又照雄議長 森山議員。

〔1番 森山一政議員 質問者席へ〕

○1番（森山一政議員） 答弁、誠にありがとうございました。

1の内容で、西山研修所の契約は茨城県が所管していた内容をそのままの契約で引き継いだと

のことで、少々見直しをしてもよかったのかなと思っております。内容的には理解いたしました。

2と3の西山研修所の建物に係る修繕費と指定管理者に支払う指定管理料は関連した内容ですので一括して要望したいと思います。

修繕費等は9年で5,444万円、指定管理料は平成30年から令和4年までで2億6,552万円になっています。当市としては西山研修所の運営費として毎年高額な金額を支払っております。これからもますます老朽化が進むにつれ高額な運営費がかかってくると思います。決算状況では、赤字の運営のようです。管理費を払ってもなかなか難しいのかなという感じがしております。年間7,000万から8,000万円の経費を使っているようです。

これから体育館の建て替えが令和9年までかかります。また、今、コロナ禍等で利用者も少なくなっていると思います。このような状況で運営をするのもなかなか厳しいのかなと。これも県からの委託の内容だと思います。この時期に無駄なものは省くというような考えを持ってもらってもいいのではないかと考えております。要望いたします。

2の温浴施設の運営についてですが、利益の出る運営を実行していただきたいと思います。また、アプリの活用、広報活動、お客様のことを考える経営、小回りのできる運営を進めていってもらいたいと思います。

要望して一般質問を終わります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○川又照雄議長 次、4番諏訪一則議員の発言を許します。4番諏訪一則議員。

〔4番 諏訪一則議員 登壇〕

○4番（諏訪一則議員） 4番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

コロナ禍における地域経済維持・活性化についての考えを伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響から、ステイホームにより家で過ごす時間が増えました。これらは、新型コロナウイルス対策のための新しい生活様式に即した感染予防対策や働き方の新しいスタイルであることは間違いありません。しかし、見方、考え方を考えると、今回のコロナ禍において、新しい生活様式に即した感染予防対策や働き方の新しいスタイルは、地域経済を苦境に導いてしまい、市内事業者の多くが影響を受けてしまいました。

新型コロナウイルス感染症は、第5波が9月をピークとして昨年に収束し、年末に向けて、市内事業者、特に飲食店などにおいて、営業時間の短縮や酒類の提供制限が解かれ、地域経済が少しずつではありますが回復の兆しを見せましたが、しかしながら、第6波であるオミクロン株が年初から急激に拡大し、再び、全国、また地域経済においても不安な状況をつくり出しております。

私の周りでも、とりわけ中小企業、建築業者など、世界的なサプライチェーンの影響からくる資材高騰はもとより、ガソリンの価格の高騰と仕事の受注そのものが減っているという声も届いております。様々な業種において仕事を創り出し、市内経済を循環させることが必要となつていと考えます。

そこで、コロナ禍における事業者への支援等について、３点お伺いいたします。

まず、コロナ禍の現在、市内のいろいろな事業者において様々な影響が出ていると推察します。よって、１として、新型コロナウイルスの市内事業者への影響について、どのような影響が出ているのか、お伺いいたします。

また、昨年度の補正予算において様々な事業者への支援策を講じておりますが、２として、コロナ禍における市内事業者への支援策の状況についてお伺いいたします。さらに、国県市による様々な支援策が講じられておりますが、今後を担う若い経営者と新たな事業展開を考え、ピンチをチャンスに変える前向きな事業者もあるかもしれません。一方で、少子・高齢化の影響により、自身の高齢化や後継者に悩む事業者によって、コロナ禍を機に事業を畳む方向で検討されている事業者もあると推察されます。

そうした今後の新たな事業展開や高齢化に悩む事業者に対して、市として新たな支援策を検討すべきと考えますが、３として、市内中小業者の新たな支援策についてご所見をお伺いいたします。

以上、１問３点についてお伺いし、１回目の質問を終わりにいたします。ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○川又照雄議長 答弁を求めます。商工観光部長。

〔中野亘商工観光部長 登壇〕

○中野亘商工観光部長 １、コロナ禍における地域経済の維持・活性化についてのご質問にお答えいたします。

初めに、（１）新型コロナウイルスの市内事業者への影響についてのご質問にお答えいたします。

昨年来続く新型コロナウイルスの影響について、市とハローワークが市内の従業員２０人以上の事業所に対して行ったアンケートによりますと、製造業におきましては１２社から回答があり、前年比売上げが増は７社、前年同が２社、売上げ減少が３社となっておりますが、２社は１０％未満の減少にとどまっており、おおむね回復基調にある会社が多くなっております。

医療福祉業においては１８社から回答があり、売上げ増が４社、前年同が８社、減少が６社となっており、医療関係からは一般外来患者の減少が見られるとの意見があるところでございます。

その他の業種については、おおむね前年同様との回答を得ており、影響を受けている事業者がある一方で、世界的なサプライチェーンが動き出したことにより、業績の向上や今後の回復に期待をする事業者も出てきております。

次に、（２）市内事業者への支援策についてでございますが、昨年１月から２月にかけて出された国の緊急事態宣言に伴い、国県の支援の対象とならない２０％から５０％売上げが減少した事業者に対し、法人８件、個人事業主４１件、合計４９件の一時金による支援を行ってまいりました。また、５月から６月にかけて本市が感染拡大市町村に指定され、８月、９月には緊急事態宣言が発出されたことに伴い、ホテル・旅館への支援や、県の支援対象とならない飲食店や飲食店と取引のある飲食店関連事業者、酒類販売事業者などへの市独自の支援を行っており、ホテル・

旅館については12件、飲食店については7件、飲食店関連事業者については11件、酒類販売事業者については、製造3件、販売5件など、総額2,750万3,000円の支援金を支給しているところであり、多くの事業者を活用いただき、事業継続の後押しとなっていると考えているところです。

次に、（3）市内中小事業者の新たな支援策についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響により先行き不透明な状況の中、中小事業者にとりましては、新たな事業展開や異業種間の交流など、これまでの事業の枠にとらわれることなく、新たなステップに踏み出すことも必要となってきました。一方で、少子・高齢化やコロナ禍の影響で事業を廃業する事業者が増えることが予想されます。事業を廃業することは、製造業においてはこれまで培った技術が失われ、飲食業においては慣れ親しんだ味が失われていくなど、地域の衰退につながるものと考えており、さらには、空き工場や空き店舗の増加など地域にとっても大きな影響があります。

こうした商工業の課題に対応するため、市としましては、来年度より革新的な事業にチャレンジする事業者に対する支援を拡充し、商工会と連携した革新チャレンジ補助として、新製品開発などに意欲的に取り組む企業に対する補助金を拡充するほか、中小企業のeコマースサイト構築やキャッシュレス決済システム導入など、市内企業におけるデジタルトランスフォーメーションを促進するための補助を新たに創出してまいります。

さらには、産業活性化コーディネーターを配置し、市内企業における異業種間のコラボレーションや既存の商品の新たな売り先の開拓、パッケージの工夫、商品のブラッシュアップなどのアドバイスを行うことにより新規顧客の開拓を後押しする一方で、高齢化や後継者問題を抱える事業者に対しましては、市内中小企業の円滑な事業承継を支援し、国、県、商工会、金融機関など関係機関と連携した取組をするよう、市内事業者とのつなぎ役を担うことを期待するものであります。

これらの事業により、市内の様々な業種の企業において新たな仕事を創り出す後押しをすることによりまして、市内企業活性化を促し、市内経済の循環の一助となるよう努めてまいりたいと考えており、今後も関係機関と連携し、地域経済の維持・発展に積極的に取り組んでまいります。

○川又照雄議長 諏訪議員。

〔4番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○4番（諏訪一則議員） ただいまご答弁いただき、大変ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

新たな事業展開を行う事業者への支援として、来年度事業では、新製品開発等に積極的に取り組む事業者への補助の拡充のほか、市内企業におけるデジタルトランスフォーメーションの促進、直訳しますと、デジタル変換ということになりますが、促進についてのお話がありましたが、ポストコロナを見据えた事業者のチャレンジを支援することは重要なことだと考えております。

その中で、eコマースについてのお話がありましたが、これは、eコマース、エレクトロニクス・コマースという言葉に由来する造語で、日本語で訳しますと電子商取引となります。商品取

引サービスをインターネット上で売買するビジネスモデルであります。市内事業においても、コロナ禍による売上げが減少する中で、インターネット販売等の販路拡大の取組が検討されているものと理解しております。

今、あらゆる産業において、新たなデジタル技術を使って、これまでにないビジネスモデルを展開する新規参入者が登場し、ゲームチェンジが起ころうとしており、中小企業においても、競争力の維持・強化のために、デジタルトランスフォーメーションをスピーディーに進めていくことが求められており、国においても、経済産業省、中小企業庁が補助金を出して、新しい産業開発を目指し、地域経済の改善・活性化の取組が進められております。しかしながら、市内の企業においては、より実効性のある身近なところからデジタルトランスフォーメーションへと取り組むべきと考えますが、市の考え方をお伺いいたします。

○川又照雄議長 商工観光部長。

○中野亘商工観光部長 市内企業のデジタルトランスフォーメーションの取組への支援内容についてお答えをいたします。

現在、ポストコロナ、ウィズコロナ時代を見据え、国においては、新分野展開・業種転換等の思い切った事業再構築に意欲のある中小企業等の挑戦を支援するため、IT補助金やものづくり補助金を拡充するほか、事業再構築補助金など、デジタルトランスフォーメーションを促進するための複数の支援施策が設けられているところでございます。

市内においては、商工会の支援を通じ、これらの補助事業を積極的に活用しようとする事業者がある一方で、議員ご発言のとおり、企業体力が弱く、小さな経営改善から取り組みたいと考える事業者にとっては、国の補助は、補助額は大きいものの、申請にハードルが高いという状況もございます。

これらの状況を踏まえ、市補助につきましては、国補助と比べ補助額は少額でございますが、申請いただきやすい形として、市内事業者にとって身近な経営改善の取組を支援することにより、中小企業の成長に向けた新たなチャレンジを促進してまいります。

○川又照雄議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） 理解いたしました。ありがとうございます。

中小企業の成長には新たなチャレンジの促進が必要です。これもまた理解できます。しかし一方で、コロナ禍による企業への影響は長期化しており、即効性のある経済対策も考えなければならないと考えます。

行政が今やらなければいけないのは、コロナの経済対策として市内業者の後押しをすることです。例えば、中小零細企業者へのリフォーム工事発注を喚起し、地域経済を活性化させ、雇用改善を寄与すること、リフォーム工事により住宅の長寿命化を図ることは、資源の効率的な利用や廃棄物の削減など、これもまたSDGsの目標とするところでもあります。即効性のある経済対策もまた地域経済の活性化のために必要と考えます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私、諏訪一則の一般質問を終了させていただきます。

○川又照雄議長 次、7番平山晶邦議員の発言を許します。7番平山晶邦議員。

○7番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。通告に従いまして一般質問を行います。

コロナのオミクロン株が世界でも日本でも猛威を振るっている中で、今度はロシアのウクライナ侵攻によって世界が激震の中にいます。私たちが当たり前としている平和な日常が世界の中ではそうっていない現実を私たちは改めて受け止め、確認しておかなければいけないと思います。私は改めて、日本の安全保障、エネルギーの安全保障、食料の安全保障など、日本と世界の様々な問題を考えさせられました。私たちは、戦争は絶対駄目ということを心に刻み、世界各地で起きている惨劇が一刻も早く終結し、平和な世界が来ることを心から願います。

それでは、私の一般質問に入ります。

第1の質問として、常陸太田市におけるカーボンニュートラルの取組についてお伺いをいたします。

今年は北京において、冬季オリンピック・パラリンピックが開催されておりますが、将来の気候変動が冬季オリンピックの開催できる都市を消していくと言われております。IOCも、気候危機はスポーツを含む生活全ての分野に影響を及ぼしていると述べています。気候変動における政府間パネル、IPCCは、2030年から2050年にかけて世界は1.5度Cの気温上昇を迎える可能性が高いことを警告して、そのことによって様々な危機が起きるとしています。

気候危機と言われる中であって、2020年10月、政府はパリ協定に沿って、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言いたしました。排出全体としてゼロというのは、温室効果ガスの排出量から吸収量を引いて、全体でゼロにすることを意味しています。

世界の平均気温は、2017年時点で1900年と比べておおむね1度C上昇したと示されております。この状況が続けば、IPCCが指摘するように気温上昇が予測されます。また、近年、国内外で様々な気象災害が発生しています。日本においても、気候変動に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予想されています。そして、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業経済活動等への影響が出ると指摘されています。こうした状況は、もはや単なる気候変動ではなく、私たち人類や全ての生物にとって生存基盤を揺るがす気候危機とも言われます。

気候変動の原因となる温室効果ガスは、私たちの経済活動、日常生活に伴って排出されています。今、カーボンニュートラルの実現に向けて、誰もが無関係でなく、あらゆる主体が取り組んでいく必要があります。将来の世代も安心して暮らせる持続可能な社会をつくるためには、今からカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて取り組む必要があります。

先ほども申し上げましたように、国も2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて様々な取組を進めています。脱炭素事業への新たな融資制度、2050年カーボンニュートラルに伴う成長戦略、地球温暖化対策計画等の見直し、脱炭素経営の取組など、多くの取組や事業を進めようとしています。それらの中に、ゼロカーボンシティの表明から実現へとして、脱炭素に取り組む地方公共団体を支援する取組もあります。今議会においても、カーボンニュートラルの

推進に必要な資金を積み立てるための常陸太田市カーボンニュートラル推進基金の設置、管理及び処分に関する条例が上程されています。

そこで、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けての本市の取組についてお伺いしたいのであります。1点目は、平成31年度に策定した第3次常陸太田市環境基本計画、第2次常陸太田市地球温暖化対策実行計画の進捗状況について、お伺いをいたします。2点目は、本市における最大の事業組織である常陸太田市役所内のカーボンニュートラルの取組状況について、お伺いをいたします。

第2の質問として、GIGAスクール構想における本市のICT教育についてお伺いをいたします。

教育現場における情報通信技術を活用した取組を、ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーションテクノロジー）教育というようであります。文科省は、教育の情報化ビジョンの一つとしてICT教育を位置づけています。国は、デジタルトランスフォーメーションを促進する上でも、ICT教育で情報活用能力が磨かれることを期待しているようであります。

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、感染拡大の予防対策として、2020年の春に一斉休校となり、対面授業ができない状況下で、授業の大幅な遅れが懸念されたことでもICT教育が大きく注目されています。そのような状況の中で、本市においても義務教育においてICT教育を進めていることだと思います。

そこで、1点目として、本市におけるICT教育の状況と実績についてお伺いをいたします。2点目として、ICT教育を進める上での課題は出てきているのかをお伺いをいたします。3点目として、教職員のICT教育におけるスキルアップにつながる研修等はどのような状況なのかをお伺いをいたします。

以上で、私の1回目の質問といたします。

○川又照雄議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時00分再開

○川又照雄議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。市民生活部長。

〔磯野初郎市民生活部長 登壇〕

○磯野初郎市民生活部長 カーボンニュートラルの取組についての2点のご質問にお答えいたします。

地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を図り全体としてゼロにするカーボンニュートラルは、あらゆる施策を推進する上で必須であると認識しております。

現在、市においては、第3次常陸太田市環境基本計画に合わせて第2次常陸太田市地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定しており、基準年度である2013年度の本市の温室効果ガス排出量41万4,000トンCO₂から、2030年度までに10万8,000トンCO₂を削減し、3

0万6,000トンCO₂とする目標を掲げております。

同計画の最新の進捗状況でございますが、2018年度の温室効果ガスの削減目標量38万2,000トンCO₂に対しまして、達成率115.4%の33万1,000トンCO₂の実績となっており、再生可能エネルギーの推進や省エネルギー機器等の普及促進、森林湖沼環境税を活用した森林の保全による二酸化炭素吸収源の確保、ごみの削減とリサイクル率の向上による循環型社会の形成を推進するなどの施策を講じているところでございます。

さらに今後においては、経済産業省に申請しております再生可能エネルギーを用いた常陸太田市のまちづくりに関する調査研究事業のほか、基金を活用したカーボンニュートラルへの意識啓発事業、森林環境譲与税を活用し荒廃森林の整備を実施することで森林の持つ公益的機能を回復させる人工林の整備、また、民間企業との連携協定による市民の森づくり事業として、里美地区にメープルリーフの森を育て、未来へつなぐ森づくりに取り組んでまいります。

次に、市役所内におけるカーボンニュートラルの取組についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、気候変動の原因となる温室効果ガスは、私たちの日常生活や経済活動に伴って排出されております。カーボンニュートラルの実現に向けては、市民一人ひとりの小さな取組から始まるものと認識しております。

現在、市役所においては、地球温暖化対策実行計画、事務事業編の策定を進めており、市公共施設等の温室効果ガス排出量を2030年度までに削減する数値目標の設定や、事務及び事業に使用する電気、ガス、燃料等により生ずる温室効果ガス排出量を削減するための取組について取りまとめてまいります。

具体的な取組といたしましては、節電や燃料の使用量削減を継続するとともに、省エネルギー機器の導入、公用車更新時の電気自動車やハイブリッド車等の導入、市役所駐車場や学校施設等の照明のLED化、さらに、太陽光発電設備の導入においては、設置可能な建物や新たに建築する建物への設置を検討していくなどの計画としてまいりたいと考えております。市公共施設等の温室効果ガス排出削減の取組といたしましては以上となりますが、もう一方の二酸化炭素の吸収につきましては、森林が担う役割が非常に大きいと考えております。

常陸太田市の山林は県内の市町村の中でも多くの面積を有していますことから、茨城県においての二酸化炭素の吸収にも大きく貢献していると考えております。その中において、常陸太田市の市有林は約774ヘクタールを有しております。

森林が吸収する二酸化炭素の量は、適正に手入れされている36から40年生の杉人工林1ヘクタールが1年間に約8.8トンと推定され、その適正な管理が二酸化炭素を吸収する上で重要となりますことから、間伐や皆伐後の再造林など森林資源の持続的循環を計画的に進める必要があると考えております。市内森林所有者に対しましても、二酸化炭素の吸収には森林の適正な管理が必要であるとの意識啓発を図ってまいりたいと考えております。

今後においてもカーボンニュートラル実現に向けた推進事業や意識啓発事業をさらに進めてまいります。

○川又照雄議長 教育長。

〔石川八千代教育長 登壇〕

○石川八千代教育長 G I G Aスクール構想における I C T教育について、3点のご質問に対してお答えいたします。

まず、1点目の本市における I C T教育の状況と実績についてでございますが、ただいま議員のご発言にもありましたように、I C T教育とは、パソコンや電子黒板、インターネットなどの様々な情報通信技術を活用した教育のことです。

これまでも各学校では、I C T機器を活用した授業等に取り組んできたところですが、国の G I G Aスクール構想の早期導入の実現により、本市においては昨年6月より本格的な運用を始めたところでございます。

まず、授業での活用におきましては、教師から学習課題や資料等を児童生徒のタブレットに配信することで、効率的に授業を進めることが可能になりました。児童生徒が学習課題を解決する過程において、タブレットと電子黒板を連動することで、解決方法を共有し、協働的な学びの実践が効果的に行われるようになってきております。また、タブレットで撮影した写真や地域学習で調査した内容を電子黒板に提示してスピーチやプレゼンテーションに活用することができるようになり、分かりやすい発表が可能となりました。さらに、学習内容の定着度の確認のために、タブレットによるデジタルドリルへの取組も進んでいるところです。

また、社会科見学等の校外学習の際には、見学先での質問の様子などをタブレットで録画したり写真を撮影したりして記録することで、学校に戻ってからの学習の振り返りやまとめにより効果的に活かすことができるようになっております。市内の各学校とも、週末においてタブレットを自宅へ持ち帰り、学習課題や学習プリントの配信を進めているところです。

さらに、臨時休業等、児童生徒がやむを得ず登校できない際には、同時双方向型のオンライン授業を行っているところです。教師が、児童生徒の健康状態を確認するとともに、コミュニケーションを取りながら学習の課題を確認したり授業を行ったりすることで、学びを止めない実践が図られてきております。加えて、いばらきオンラインスタディやNHK for Schoolに代表される学習動画の視聴にも活用しているところです。

ほかにも、学校間でオンライン授業の配信を推進する遠隔教育実証事業や、授業に A I ツール、English 4 skillsの活用を取り入れた学びのイノベーション実証事業の実践にも取り組み、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指し、I C T機器の効果的な活用について研究を進めております。また、姉妹都市である臼杵市の川登小学校と水府小学校との児童によるオンライン交流会等にも活用しているところです。

以上のように、このたびの G I G Aスクール構想により、児童生徒1人1台のタブレットが配備され、I C T環境が整えられたことで、授業においてはもちろんのこと、いろいろな場面でのタブレットの活用が積極的に図られております。児童生徒がタブレットを学習の道具として使う楽しさを感じながら、意欲を持って授業に取り組む姿勢が見られるようになってきました。

次に、2点目の I C T教育を進める上での課題についてお答えいたします。主な課題といたしまして、2点ございます。

1点目は、I C T機器の効果的な活用について、児童生徒の発達段階に応じた指導も含め、教師全体のスキルアップを目指す必要があることとございます。積極的にI C T機器を使いこなし、オンライン学習についても工夫を凝らした授業を行う教師がいる一方、準備等に時間がかかってしまう教師もおります。そのため、さらなる教師のスキルアップが課題となっております。

2点目は、安全安心なI C T機器の活用につきまして、児童生徒及び教師の情報モラルや情報セキュリティに関する対策が課題でございます。教師がインターネット上でのルールやマナーを十分理解し、児童生徒が正しく安全に使えるようにすることが重要となります。また、児童生徒がタブレットを使用する際には、自宅への持ち帰りも進んでいることから、使用する時間や場所などについても十分配慮した上で、家庭の理解と協力が必要となっているところです。

最後に、3点目の教職員のI C T教育における研修等についてお答えいたします。

まず、市主催による研修として、情報モラル研修会を開催し、各学校でI C T機器の適切な活用に関する情報を共有できるようにいたしました。

また、校長、教頭に加え、各学校から選出された情報教育主任の教師で構成するG I G Aスクール構想推進委員会の事業の一環として、アドバイザーである大学の先生によるI C T機器の効果的な活用方法に関する講義内容などを市内全教師に向けて配信することで、情報活用能力の向上に努めてまいりました。さらに、教師が情報を活用した学習を進めるための系統表を作成し、指導内容を明確にすることで、I C T機器の活用スキルの向上に取り組んでいるところでございます。

次に、各学校での研修といたしましては、市内全小中学校に派遣しているI C T支援員によるI C T機器の操作支援や技能に関する研修を実施しているところでございます。その上で、県教育研修センター等から講師を招いての校内研修についても積極的に実施しているところです。

今後につきましても、G I G Aスクール構想におけるI C T機器の有効な活用を通して、本市の児童生徒の学力向上とともに、豊かな心の育成にもつながるよう、教師のさらなる研修体制の充実に努めてまいります。

○川又照雄議長 平山議員。

〔7番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○7番（平山晶邦議員） ただいまは大変分かりやすいご答弁をいただき、ありがとうございます。それでは、再質問をいたします。

第1の質問、本市のカーボンニュートラルの取組については、ご答弁を理解いたしました。

人間は大変弱いもので、これくらいなら大丈夫だと、野焼きをやってしまったたり、資源ごみに出せるものを燃やしてしまったたりしがちです。常陸太田市が率先してカーボンニュートラルの実現に職員一体となって取り組むことによって、市民のCO₂削減の意識も変わっていくものと思います。これからも、地道に一つひとつ実践していくことが、地球規模のCO₂削減につながっていくことを願っています。

私のカーボンニュートラルの実現についての所見を述べさせていただきます。

2050年のカーボンニュートラルの達成に向けては、温室効果ガス排出の8割を占めるエネ

ルギー分野の取組が重要であると思います。国は、電力部門における脱炭素を進める上で、再生可能エネルギーや原子力など、実用段階にある脱炭素電源の活用を目指しています。また国は、2030年の電源構成として、現在の化石燃料76%を41%に、非化石燃料24%を59%にする目標を掲げています。非化石燃料の内訳は、再生可能エネルギーが現在の18%から36%程度に、原子力は現在の6%から22%程度に、水素・アンモニア発電は現在の0%を1%にして、カーボンニュートラルの実現を図ろうとしています。

私は、前段で申し上げました気象危機を克服するカーボンニュートラルの実現を図るためには、私たち一人ひとりの小さなことの積み重ねも大切ですが、エネルギーなど大局に立った対策と実行が重要であると考えます。また、世界が混沌としてくる状況下においては、エネルギーの電力源を何に求めるかということも、私たちは考えていかなければならないと思います。

資源がない島国の日本にとって、エネルギー危機が世界で起こっている現実を踏まえると、カーボンニュートラルを実現するためには、私は、原子力発電の活用策を真剣に考え、前向きに議論する時期に来ていると考えます。CO₂削減に貢献する電源として原子力を考える上では、いかなる事情よりも安全性を全てに優先されさせることは当然であります。

カーボンニュートラルの実現に向けて、以上のことを申し上げておきたいと思います。

第2の質問でありますICT教育については、ご答弁の内容を理解いたしました。義務教育の生徒のICT教育の活用で、学習効果の向上を今後も教職員一体となって進めていただきたいと思います。

最後に申し上げますが、3月は行政年度の最終月になります。3月議会は、令和3年度の最終定例議会で、私たち議員にとっても、本年度の行政事業や活動が市民にとってどうであったのかを検証し令和4年度の予算審議に活かし、予算を決定する議会となります。

また、4月から新年度が始まるわけですが、3月は退職・異動などにより4月から組織が変わっていく月にも当たります。そして、ひな壇にいらっしゃる執行部の皆さんの中にも、退職により一線を引く方もいらっしゃると思います。

私は、退職される皆さんとは、議員と執行部という中で議会において議論を進め、また、様々なことを教えていただき、お互いが常陸太田市をよりよくしていこうという思いで、時には厳しいやり取りをさせていただきました。そのことに対し感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。また、退職される皆さんとは、今後とも常陸太田市のために一緒に活躍できましたらありがたく存じます。

以上のことを申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○川又照雄議長 次、6番深谷渉議員の発言を許します。6番深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） 6番、公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、デジタルトランスフォーメーションの推進についてでございます。

本市のこれからのデジタルトランスフォーメーションの推進についてお伺いをいたします。

デジタルトランスフォーメーションの推進については、昨年の6月にも質問をさせていただきました。その間、多くの自治体がデジタルトランスフォーメーションの推進に取り組んでおります。改めて、デジタルトランスフォーメーションの確認をしたいと思います。

デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術とデータの活用を推進し、住民本位の行政・地域社会に再構築するプロセスであります。短期間で実現できるものではありませんので、長期的な展望を持ちつつ、着実に歩みを進めていくことが重要であります。そこで、何よりも必要なのは、前回も訴えさせていただきましたが、自治体のデジタル司令塔であります。できるなら、横断的な組織体制をつくる必要があると考えております。

令和4年度予算案には、デジタル化推進事業予算が各部署にわたって約6億900万円計上されました。デジタル化事業が毎年部署ごとに出てくれば、庁内での調整が取りにくくなり、非効率なものになると考えます。国は自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画やその手順書等を示しておりますが、本市のこれからのデジタルトランスフォーメーションの推進についてのご所見をお伺いいたします。

続きまして、行政手続のオンライン化の具体的計画についてお伺いをいたします。

令和4年度当初予算のデジタル推進事業予算の一つに、行政手続オンライン化の新事業があります。概要では、行政手続のオンライン化に係るシステムを整備することにより、オンラインで対応が可能な行政手続を増やし、市民の利便性向上を図るとありますが、この事業の具体的計画をお伺いいたします。

続きまして、マイナンバーカードの普及と利用促進に当たり、行政手続における専用アプリ等についてのご所見を伺います。

本市と姉妹都市の秋田市は、来庁不要で各種行政手続ができるデジタル市役所を目指し、昨年10月からは、住民票など各種証明書をスマートフォンで申請すれば、自宅に郵送される事業を始めました。今、このような、来庁不要で、庁舎に来なくて行政手続ができる自治体が増えてきております。

このスマートフォンによるオンライン申請は、マイナンバーカードと専用アプリを活用します。アプリは、市ホームページから入手でき、マイナンバーカードをスマホにかざすと、申請者の氏名、住所などの情報が自動入力され、その上で、各種証明書の種類や枚数などを入力いたします。発行手数料と郵便料は登録したクレジットカードで決済され、自宅で受け取れます。もちろん、申請は24時間可能でございます。

秋田市の対象となる証明書類は、現在、住民票の写し、戸籍の附票、身分証明書、独身証明書、所得課税証明書、戸籍全部事項証明証の6種類で、今後も対象を増やしていく計画のようでございます。

マイナンバーカードを利用した来庁不要の手続は、市民にとっての利便性とマイナンバーカードの普及、活用促進にもなります。本市の行政手続のオンライン化の中に、同様な取組を導入すべきと考えますが、事業に対するご所見をお伺いいたします。

次に、18歳成人の対応についてでございます。

18歳成人の消費者被害についてでございます。消費者被害から守る対策と相談体制等の周知について、ご所見をお伺いいたします。

140年間、日本での成人年齢は20歳でしたが、「民法」が改正され、本年4月から18歳成人となります。現在18歳、19歳の方は、4月1日に一斉に成人となり、2004年4月2日以降生まれの人は、18歳の誕生日で成人となります。

政府は、成年年齢引下げに関する関係閣僚会合で、若者を賢明な消費者として社会に送り出すための教育に万全を期すことを確認しておりました。法律上の成人になったからといって、消費者として十分な判断力が備わっているわけではございません。18歳成人を目前に控え、行政は、学校教育や広報、啓発活動を通して、注意喚起の取組を集中的に行う必要があります。

18歳、19歳は既に「公職選挙法」上は一人前の有権者になっておりますが、消費生活の中で大人として扱われるのははじめてであります。高額の商品やサービスを購入する契約を結ぶことも、自分だけの判断で可能となります。本年4月から成人となる18歳、19歳を消費者被害の犠牲にしない、被害に遭わせないため、最善の啓発活動、注意喚起の広報活動、被害に遭った場合の相談、連絡先などの周知など、行政としての今後の対策についてご所見をお伺いいたします。

3点目に、放課後児童クラブについてお伺いをいたします。

放課後児童クラブの運営についてでございます。各児童クラブが一定水準の質の確保ができるための対応についてお伺いをいたします。

新年度から小学校の統合により、みねやま・かなさごうの新しい放課後児童クラブが開設されます。定員も、みねやま児童クラブが110名、かなさごうの児童クラブが143名と、規模の大きな児童クラブになります。そこで危惧されるのが、小規模から大規模の児童クラブまで、各児童クラブに、その環境等に差があってはならないことでございます。

放課後児童クラブは、児童の健全育成に重要な場であります。子ども一人ひとりが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい施設環境を整えなければなりません。専用区画の確保はもちろん、屋外遊びを行う場所を確保することも求められております。

また、放課後児童支援員及び補助員は、そのスキル、経験年数等の違いがあると思います。その資質向上のための職場内外での研修などのスキルアップにより、一定水準の資質の均一性を目指さなくてはならないと考えます。

これらに対する本市の対応についてのご所見をお伺いいたします。

次に、施設内のWi-Fi環境整備についてでございます。

全国の小中学校に1人1台のタブレット端末を支給するGIGAスクール構想が進む中、全国的に最近の宿題は、ドリルやプリントではなく、タブレットを使ったものが増えてきているといえます。しかし、Wi-Fiが設置されていない児童クラブ施設では、通信環境が整った自宅に帰ってからでなければ宿題は手につけられません。家に帰宅してから食事や入浴等々でタブレットを取り出して宿題となると、取り組む時間が遅くなり、児童に負担が偏ってしまいます。

本市でも今後、タブレット利用の進展とともに、デジタル教科書導入など、小学校でタブレッ

トを利用した宿題が出てくると、今述べたような問題が出てくることが考えられます。小学校との連携を図りながら、この点に配慮していただきたいと思います。

そこで本市の児童クラブ施設にWi-Fi環境の整備を含め、学校との連携についてのご所見をお伺いいたします。

4点目に、おくやみ窓口についてお伺いをいたします。令和3年12月開設から現在までの利用状況についてと、利用者からのご意見についてお伺いをいたします。

以前より私や同僚議員が訴えてまいりましたおくやみ窓口が昨年12月に開設され、1月の全員協議会でその利用状況を伺いました。遺族の方に寄り添った新たな窓口ができたことは大変喜ばしいことで、そのご努力に感謝をいたします。そこで改めて、現在までの利用状況や利用者からのご意見等をまとめてお伺いをいたします。

次に、現在の課題と今後の取組についてのご所見をお伺いします。3か月間、窓口を運営してきて課題となってきたこと、また、さらなる利便性向上のために今後取り組んでいくことなどのご所見をお伺いいたします。

5番目に、SDGsの見える化の推進についてでございます。

職員の方の意識向上と市民への周知についてお伺いいたします。

各部署の表示板等、庁舎内に目標のアイコンを明記することについてのご所見でございます。

市長の令和4年度の施政方針に、SDGsの目指す17の取組等について、第6次総合計画後期基本計画の各種施設に関連づけ、市政の展開を図ってまいりたいとありました。そこで、ご提案でございますが、市職員がSDGsを意識して仕事に取り組むことができ、市民に対するSDGsの周知・啓発を目的に、各部署に表示板等、庁舎内にその部署の関係しているSDGsのアイコンを表示してはいかがでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わりにします。ご答弁よろしくお願いいたします。

○川又照雄議長 答弁を求めます。企画部長。

〔岡部光洋企画部長 登壇〕

○岡部光洋企画部長 デジタルトランスフォーメーションの推進について、大きく2点のご質問にお答えいたします。

1点目の本市のデジタルトランスフォーメーションの推進についての所見についてでございますが、国は、デジタル社会の構築に向けた取組を進めるため、令和2年12月に地方自治体が重点的に取り組むべき内容を具体的に示した自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定し、全自治体に対して組織体制の整備を促すとともに、重点的な取組について目標時期を定め、計画的に進めることとしております。

本市におきましても、本年度策定いたしました第6次総合計画後期基本計画において、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進を重点事業に位置づけて推進することとしており、令和4年度に企画部企画課内にデジタル化推進室を設置し、全庁的・横断的に取り組むこととしております。

国の自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に定められた行政手続のオンライン化

や、個人情報を取り扱う基幹系業務システムを国が策定する標準仕様に準拠したシステムに移行する自治体情報システムの標準化・共通化などに取り組むとともに、市民の利便性の向上、情報格差の是正及び市民とのネットワークの構築を図るため、本庁舎1階ロビー等、公共施設へのWi-Fi環境の整備、行政情報アプリの導入、高齢者へのスマホ教室やスマホ購入助成などを実施する予定としており、関係予算を令和4年度当初予算に計上させていただいたところでございます。

次に、2点目の行政手続におけるオンライン化の推進についてのご質問についてお答えいたします。

行政手続のオンライン化における具体的計画についてでございますが、行政手続のオンライン化につきましては、国が定めた自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画において、自治体に取り組むべき重点取組事項として、マイナンバーカードを活用した全国共通様式によるオンライン化を進めることとしており、特に、国民の利便性向上に資する手続として、児童手当等の子育て関係15手続、要介護要支援認定等の介護関係11手続、罹災証明の発行申請1手続の合計27の対象手続を定め、整備の目標時期を令和4年度中とし、積極的に取り組むこととしてございます。

本市におきましても、令和4年度に国が定めた対象27手続の整備を進めるほか、マイナンバーカードの活用を前提に、公共施設の利用予約や各種講習等への申込みなど、処理件数が多く、オンライン化の推進による市民の利便性の向上や業務の効率化による効果が高いと考えられる行政手続を精査し、関係各部課等との連携により、オンライン化の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの普及と利用促進における行政手続への専用アプリ等の活用についてのご質問についてでございますが、現在、市役所に来庁せず、住民票の写しなどの本人確認が必要な書類の取得を可能とする専用アプリが開発されており、そのアプリの活用の際には、スマートフォンの認証機能にマイナンバーカードを読み込ませることで、本人確認が可能となります。そのことから、行政手続への専用アプリ等の活用は、マイナンバーカードの普及・利用促進にもつながるものと認識してございます。

本市におきましては、令和4年度に、市民の利便性と情報伝達の効率性の向上を目的として、デジタル技術に精通した専門家等への外部評価委託を活用しながら、市ホームページとの連動により、掲載した新着情報が自動的にアプリ利用者のスマートフォンに届くプッシュ型の行政情報系アプリと、商品券や地域通貨などの各種支払い決済機能を持った決済系アプリの両方の機能を併せ持つ総合的な行政情報アプリの導入に向け、取組を進めていくこととしてございます。当アプリの導入に当たりましては、より多くの市民が様々なサービスを楽しむことができるよう、より効果的なアプリの運用・活用方法の検討を行うこととしてございます。

また、アプリの導入、運用において、併せてマイナンバーカードの活用も工夫することで、普及・利用促進にもつながることを踏まえながら、より利便性の高いアプリの導入に向けて、関係各部課等との連携により、デジタル化の推進を図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、SDGsの見える化の推進についてのご質問にお答えいたします。

各部署の表示板等、庁舎内に目標のアイコンを明記することについての所見についてでございますが、市は、本年度策定いたしました第6次総合計画後期基本計画において、各施策分野にSDGsを目指す17の目標に関連づけて、総合計画とSDGsを一体的に推進することとしており、SDGsに対する職員の意識向上と市民への周知を行っていくことは必要と考えております。

職員への意識づけといたしましては、後期基本計画策定に当たりまして、各部課の課長補佐、係長級職員により構成されたワーキンググループにおきまして、SDGsの目指す17の目標と、各部課で行う施策との関連づけについての精査確認等を行い、SDGsへの認識を高めてきたところでございます。

また、市民への周知といたしましては、市の広報3月10日号に掲載予定の後期基本計画の特集の中で、総合計画へのSDGsの位置づけについて記載をするとともに、総合計画概要版を市内全戸に配布する予定としてございます。

SDGsのアイコンの各部署の表示板等への明記についてでございますが、SDGsに対する職員の日頃からの意識づけや、来庁者へのアピールにもなるものと考えますことから、特に市民の目につきやすい窓口等を中心に、SDGsのアイコンの明記について検討してまいりたいと存じます。

○川又照雄議長 市民生活部長。

〔磯野初郎市民生活部長 登壇〕

○磯野初郎市民生活部長 大項目2、18歳成人の対応について、消費者被害から守る対策と相談体制等の周知についてのご質問についてお答えいたします。

「民法」の改正により、令和4年4月1日から、親などの法定代理人の同意がなくても、ローンを組んだり、クレジットカードを作れるようになるなど、自分の意思で様々な契約が可能となる成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、今後、高校生をはじめ、若者の消費者被害の拡大が懸念されるところでございます。

市内の県立高校では、法改正に伴う消費者トラブルに関する内容を授業の中に取り入れ、対策を講じていると伺っておりますが、市としましても、太田警察署と連携を図りながら、市の出前講座を活用するなど、成年年齢の引下げに関する説明や、消費者トラブルに関する情報提供、注意喚起を行い、被害の未然防止を図ってまいりたいと考えております。

また、被害が発生した場合には、警察からの情報を基に速やかに防災行政無線で注意喚起を実施し、被害の拡大防止を図ってまいります。このほか、被害に遭った際などには、局番なしでつながる消費者ホットライン188や市消費生活相談センターへ速やかに相談してもらえよう、市広報紙やホームページ、今後、市が開発を予定しております行政情報アプリなどを活用して周知を図ってまいります。

消費生活相談につきましては、市消費生活センターにおいて実施しているところでございますが、最新の事例や解決方法などの情報収集をはじめ、研修を通じた消費生活相談員や担当職員のスキルアップを図り、問題解決に向けたアドバイス等を迅速かつ適切に実施してまいります。

今後も、高校生をはじめとした若年層が消費者被害に遭わないよう、関係機関と連携し、被害予防に努めるとともに、自立した消費者となるための啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、おくやみ窓口の利用状況と課題についてのご質問にお答えいたします。

初めに、令和3年12月開設から現在までの利用状況についてでございますが、おくやみ窓口は、死亡届後の手続について、遺族の方の負担軽減を図るため、昨年12月1日より開設したものでございます。開設から本年2月末日現在の利用状況でございますが、死亡届数169件に対し、おくやみ窓口申込者数が126件、死亡届に対する利用率は74.6%でございます。

利用者からのご意見につきましては、利用後にアンケート調査を行っておりましてご意見をいただいているところでございます。説明の分かりやすさや手続に要した時間の長さ等について質問しておりますが、ほとんどが「満足」という回答をいただいているところでございます。その他の主なご意見でございますが、「1か所で全ての手続が完了し大変助かりました」「よい取組であると感じました」「時間の節約になりました」など、全体的に好意的なご意見を多数いただいているところでございます。

続きまして、現在の課題と今後の取組についてお答えいたします。

課題としましては、おくやみ窓口の設置場所でございます。現在、暫定的にロビーの一部を使用していることなどから、1階窓口の待合スペースが浅くなっており、お客様にご不便をかけている状況でございます。今後の1階のスペースにつきましては、マイナンバーカードを使用した証明書窓口申請受付コーナーや、空き家を活用した移住・定住相談窓口なども含めまして、市民の方が利用しやすい動線となるよう、また、待合スペースが広く取れるよう、専門家の意見を聞きながら、おくやみ窓口の設置場所を検討してまいりたいと考えております。

今後の取組につきましては、次年度の当初予算にも計上しておりますが、おくやみ窓口システムを導入し、より効率的な事務処理を行うとともに、利用者にもよりスムーズなご案内ができるようにしたいと考えております。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 放課後児童クラブの運営についての2点のご質問にお答えをいたします。

初めに、各児童クラブが一定水準の質の確保ができるための対応についてでございますが、市では、公立の小学校1校に1つの児童クラブを設置しており、「児童福祉法」が規定する放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と、常陸太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、施設の規模や職員の配置を勘案して運営しているところでございます。

市内12か所のクラブの設置場所につきましては、小学校の余裕教室等や旧幼稚園の利活用により開設しているクラブが7か所、専用建屋または専用建屋と特別教室等を組み合わせて開設しているクラブが3か所、行政文化施設の一角を利用して開設しているクラブが2か所と、様々な

場所の活用により運営しているところでございます。

なお、本年3月に峰山中学校区の3つの小学校が閉校することに伴い、にしおざわ・さきく児童クラブは3月末日をもって閉鎖し、4月からは、さたけ児童クラブの専用建屋と小学校の特別教室を組み合わせ、新たにみねやま児童クラブを開所いたします。同様に、金砂郷中学校区の3つの小学校の閉校におきましても、ぐんど・かなさごう児童クラブを閉鎖し、くめ児童クラブの専用建屋と小学校の特別教室、幼稚園の保育室を組み合わせ、新しいかなさごう児童クラブを開所してまいります。

いずれの児童クラブも、運営基準で定めております児童1人当たり1.65平方メートルの専用面積に加え、コロナ禍による密集の回避が図られるよう、これを上回る面積を確保いたしております。また、人的配置につきましては、児童が、統合による環境の変化に不安を感じることをないように、統合前の職員を可能な限り統合後のクラブに配置し、ミーティング等を行い、万全の体制を整えて、4月からも安心して利用できるよう努めてまいります。

各児童クラブでの児童の過ごし方につきましては、クラブの責任者や支援員の管理の下で、読書やゲーム、外遊びなどを行い過ごしておりますが、中には、グラウンドがなく、外遊びの場所の確保が難しい施設もございます。そのような施設では、居室とは別のホールの活用や季節により川遊びを行うなど、安全に十分配慮しながらそれぞれ工夫を凝らして活動をしているところでございます。

また、職員の質の確保を図るため、食物アレルギーに関する勉強会の開催や、支援員補助者に対し県が主催する支援員認定研修会の受講を勧奨するなど、職員のスキルの向上につなげております。

引き続き、各児童クラブの質を保てるよう、児童の安全確保及び職員の資質の向上を図りまして、安全かつ安心して過ごせる場として提供できるよう努めてまいります。

次に、施設内のWi-Fi環境整備についてのご質問にお答えをいたします。

ICT教育の進展に伴いタブレットやパソコンによる学習が浸透していく一方で、放課後児童クラブが使用している各施設におきましては、小学校の余裕教室をはじめ、全ての施設においてWi-Fi環境が整備されていない状況でございます。なお、現在クラブにおいては、自主学習の時間も設けておりますことから、宿題等に取り組む児童も多く見られますが、学校から課される宿題は主にドリルやプリントが中心となっておりますので、今のところ児童の活動に影響は生じておりません。

このような状況を踏まえ、通信ネットワーク環境の整備に関しましては、タブレットを使う場面も想定しつつ、クラブ内での活動が円滑に行われるよう、教育委員会と情報を共有し、対応してまいりたいと考えております。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） ただいまご答弁、大変ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

初めに、デジタルトランスフォーメーションの推進についてでございます。

自治体デジタルトランスフォーメーションの推進に当たって、企画部内にデジタル推進室を設置して全庁的・横断的に取り組むとのことございました。それについて、企画課内にデジタル推進室を設置するといっても人員が限られております。また、全庁的・横断的に取り組む体制でございますが、例えば、国の手順書にあるように、鹿児島県肝付町が実施しているような各課の課長級以上の職員1名をデジタル推進課に併任することによって、緊密な連携を図ることなども有効ではないかと思いますが、その体制についてご所見をお伺いいたします。

○川又照雄議長 企画部長。

○岡部光洋企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

全庁的に関わる取組につきましては、これまでも施策・事業等推進に当たりまして、庁内に検討委員会等を設置して、横断的な調整・協議に取り組んでまいりましたので、このような体制により推進を図ってまいりたいと考えてございます。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ぜひとも効率的な、デジタル推進課の企画課内での推進室の取組をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、最初の質問でも述べましたが、総務省の策定した自治体デジタルトランスフォーメーションの推進計画には、自治体デジタルトランスフォーメーション推進手順書があります。それは、自治体が着実にデジタルトランスフォーメーションに取り組むための参考資料のようなものでございます。手順書の1つは全体的な流れを把握するためのもので、残り2つは、自治体デジタルトランスフォーメーションの中でも目標時期が設定された全国統一的な取組でございまして、先ほどご答弁にありました自治体情報システムの標準化・共通化と、自治体の行政手続のオンライン化そのものについての作業手順を示しているものでございます。

この2つの取組は目標時期が設定されていますので、本市のデジタルトランスフォーメーション推進に当たって、ビジョンと工程表で構成した全体方針の決定を行って、本市のデジタルトランスフォーメーションの取組内容と取組順序を大まかな工程計画にしていく必要があると考えますが、そのご所見をお伺いいたします。

○川又照雄議長 企画部長。

○岡部光洋企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今後、市の計画を早急に策定してまいりたいと考えておりますので、国から示されました工程表イメージに準じまして、市の独自施策の工程表につきましても、整理をしながら盛り込んでまいりたいと考えてございます。

○川又照雄議長 深谷渉委員。

○6番（深谷渉議員） 本来であれば、市長から新年度施政方針で、持続的に質の高いサービスを提供できるよう、行政手続のオンライン化やA I、マイナンバーカード制度等の利用促進など行政におけるデジタル化を進めるとございましたので、デジタル化推進事業予算としてまとめて提示する前に、市の全体計画工程表を作成しておく必要があったのではないかと考えております。

今、ご答弁がありましたように早急に策定していくということでございますので、ご努力をお願いしたいと思います。

続きまして、行政手続のオンライン化についてでございますけれども、オンライン化の具体的計画については理解をいたしました。ほとんど国の手順書と同じような形で、同じ項目を実施するという形でありましたので理解をいたしました。

次に、答弁の中に、外部評価委託の活用によって、総合的な行政情報アプリの導入でデジタル化の推進を図るとのことでしたが、このアプリは、秋田市で実際に利用しているアプリの機能も一緒に備えた幅広いアプリとして理解してよろしいのか、お伺いをいたします。

○川又照雄議長 企画部長。

○岡部光洋企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、秋田市が活用しているようなアプリ機能のほか、市ホームページや防災関係などの情報機能及び決済機能を含めた拡張性のあるアプリを考えてございます。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。期待をして、楽しみにしておりますので、着実な対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、18歳成人についてでございますけれども、18歳成人は本当に世界的な潮流でありまして、いよいよ日本もその仲間入りをしたのかなという気がいたしております。よき市民、賢明な消費者として主体性を発揮して、社会に活力をぜひとも若者でみなぎらしていただきたいなど期待をしております。

3番目の放課後児童クラブについてご質問させていただきます。

今回のみねやまとなさごうは、本市としては大規模な児童クラブになってきております。特にかなさごう児童クラブは、定員143名という大規模な児童クラブになります。そういった意味で、答弁にありましたように3か所に分けて行うということでございますが、その具体的体制についてお伺いをいたします。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 かなさごう児童クラブについてのご質問にお答えいたします。

新しいかなさごう児童クラブは定員数が143名と、市内では最も大きいクラブとなりますが、2月末日現在で112名の方のお申込みをいただいているところでございます。

クラブ運営の現時点での計画でございますが、1年生と4年生合わせて40名を専用建屋に、2年生と3年生合わせて50名を久米幼稚園の保育室2部屋に、5年生と6年生合わせて22名を小学校特別教室にそれぞれ割り当ててまいります。

また、支援員と支援員補助を、当面は各部屋に3名から4名程度配置し、児童が新しい環境でも伸び伸びと生活できるよう配慮してまいりたいと考えております。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） 児童クラブは健全育成のために大切でございますので、ぜひとも格差のない指導体制をお願いしたいと思います。

もう1点なんですけれども、県が主催する支援員認定研修への受講勧奨をスキルアップのためにされているということでございますけれども、その受講状況について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 支援員認定研修会への受講勧奨についてのご質問にお答えいたします。

放課後児童支援員認定資格研修は、放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容などの共通の理解を得るための研修であり、保育士や社会福祉士、教諭等の有資格者のほか、高等学校等を卒業し、児童クラブ等で2年以上の実務経験があり、市町村長が適当と認めた方などが受講対象となるものでございます。

今年度の受講状況につきましては、30名の指導員補助者のうち、受講資格を有する11名に対し勧奨を行い、11名全員が研修を受講し、放課後児童支援員としての資格を取得しております。

○川又照雄議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） 勧奨されて全員が受講されているということで理解をいたしました。

今後とも、外部だけでなく内部等の研修も、研修員がお互いを認識しながら研修できるような研修体制も取っていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、おくやみ窓口についてでございますけれども、今後、設置場所等の検討をされていくということで理解をいたしました。また、おくやみ窓口のシステムを今年度に導入し、ますます市民への利便性を図るとのことでしたので、よろしくお願いいたします。

最後に、SDGsの見える化の推進についてでございます。

これも市長の施政方針には、SDGsについて、各種施策に関連づけ、時流を先取りした市政の展開を図るとございました。市民に分かりやすい、先取りの見える化をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○川又照雄議長 次、18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 登壇〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。

ロシアが隣国ウクライナへの侵略に踏み切り、多くの人命が奪われています。他国の主権、領土を侵す野蛮な侵略行為であり、国連憲章に基づく平和の国際秩序そのものを根底から突き崩すものです。ロシアの侵略に怒りをもって断固抗議をします。3月4日には、ウクライナにある最大の原発の関連施設への砲撃を行いました。人類全体の生存を脅かす犯罪行為に抗議し、攻撃を直ちに中止するよう強く求めます。

ウクライナ侵略に反対する声は世界に広がっています。ロシア国内でも、弾圧に屈せず、戦争反対のデモが起きています。世界の連帯の行動に胸が震える思いです。本日午前中に、ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議が、全会一致で可決されました。私も、ウクライナ侵略反対の世論と運動を広げるために、全力を尽くします。

それでは、通告に基づいて一般質問を行います。

最初に、東海第二原発問題について質問します。

大量の放射性物質が放出され、地域社会に甚大な被害をもたらし、自治体丸ごとの避難など多くの人が避難を余儀なくされ、ふるさとを奪われた福島第一原発事故から間もなく11年を迎えます。いまだに収束からほど遠く、放射性物質を含む汚染水が増え続けています。

私は、東海第二原発について、そもそも人口密集地に立地していること自体が問題の原発である、福島原発事故の教訓や、東日本大震災で大きなダメージを受けた老朽原発であること、30キロメートル圏内には94万人が住んでおり、重大事故が起きたときに避難が不可能であることなどから、市長に再稼働に反対することを求めてきました。

日本原子力発電は、2月28日、東海第二原発の再稼働に向けた工事を今年12月までに完了させる計画でしたが、工事完了を2024年9月まで延長すると発表しました。

そこで、（1）再稼働の可否の判断について伺います。

市長は、昨年12月議会の私の質問で、再稼働の可否を判断する条件の一つとして、市民の意見聴取をきちんと行っていくと答弁をされました。再稼働の是非を決めるのは市民です。ですから私は、再稼働の可否については、市民の慎重な意思の確認を求めています。市民の意見の聴取について、どのような形態で、いつ実施をするお考えか、伺います。

次に2点目、広域避難計画について伺います。

再稼働の是非を判断する上で、実効性のある広域避難計画の策定を条件の一つとしていますが、原子力規制委員会では、広域避難計画の審査は対象外であり、議会では提案も採決ありません。その実効性を誰が判断するのか、この点について伺います。

2番目に、パワーハラスメントについて伺います。

初めに、パワーハラスメントは、身体的・精神的な攻撃、過大な仕事を与える、過小な仕事を与えない、人間関係から切り離す、上下関係に乗じて支配しようとするなど、様々な形態で人を傷つけ、痛めつけ、鬱病や退職に追い込んだり、命さえ奪ったりすることもある決して許されない行為です。しかし、このような行為が市消防本部内で行われてきた。この問題、これは絶対にあってはならないと。この問題を取り上げて質問をしたいと思います。

1、市消防本部におけるパワーハラスメントと対策について伺います。

昨年12月、私宛てにメールが届きました。市消防本部で、職員が上司から1年半にわたってパワハラを受け続け、心身に不調を来し、昨年10月から11月まで45日間の療養休暇を取りました。しかし、パワハラに対する調査や対応が行われていない。パワハラの内容は、勤務中、職員の目の前で大声で叱責、書類を作成してもばかにしたような扱いを受け、「こんなのでは話にならない」と書類を突き返される。前任者の仕事内容を模倣して間違えないように仕事をしていると、「そんなものは間違っている」と大声で叱責を受ける。同僚の前で大声で無能扱いをする。ほかの職員との接触や協力依頼をすることを禁止する。ささいなミスを毎回のようには叱責、1人でできないような仕事量を押しつけ、はじめての仕事でも、ミスをするともた大声で叱責する。このようなことを1年半にわたり繰り返し行われてきたという内容でした。

さらに、十分な調査もせず、被害者を一方的に異動させる行為は不当な扱いではないか。こうした声も多数上がっています。相談窓口も機能しておらず、隠蔽も行われている。ほかの職員に対しても、10年以上、こうしたパワハラが行われている、このような声も出ております。

今回、身体的・精神的に追い詰められた職員が診断書を提出し、療養休暇という形でハラスメント行為が表面化し、明らかになりました。

私は、1点目として、パワハラ問題の実態把握と真相究明がどのようになされたのか、その内容と結果について伺います。

私はメールを受け取った後、事実確認のため、昨年12月15日には消防長に会い、12月17日には市長に会い、事の真相・対策について伺いましたが、当時、常陸太田市処分審査委員会で審査中だということで、事の重大さを私から訴えることにとどまりました。

総務省消防庁は対策の一つとして、ハラスメント等を防止するための懲戒処分の厳格化、これを挙げています。消防本部懲戒処分基準の作成を求め、人事院が公表している懲戒処分の指針を基にした市町村消防本部懲戒処分量定一覧表も策定されております。本市では市懲戒処分量定一覧表が作られていると伺っております。

このような指針を基にした市懲戒処分量定一覧表により処分の決定がされたと思いますが、2点目に、市消防本部の処分の決定について伺います。

消防庁は、総務省消防庁ですけれども、パワーハラスメントについて、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性や背景に行われる暴力行為などのハラスメントは、相手の尊厳や人格を侵害する行為であり、決してあってはならない。ハラスメントや不祥事は、国民、住民の信頼を著しく損ねるものであるだけでなく、消防職員の士気の低下、職場環境の悪化により、行政サービスとしての消防力の低下にもつながりかねない。

消防庁では、消防本部におけるハラスメント等の撲滅に向けた各種対応策を実施していくとして、ポスター、パンフレット、テキストの作成、消防庁ハラスメント等相談窓口の設置などを実施しております。しかし、パワーハラスメントが後を絶たないとして、2017年9月には、消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループが「消防本部におけるハラスメント等への対応策」という報告書を出しています。

この内容を見ますと、1として、ハラスメント等を撲滅するためのトップの意思等の明確化及び消防本部内での周知徹底、2、ハラスメント等が発生した場合に適切に対応するためのハラスメント等に関する通報制度の確立及びハラスメントに関する相談窓口の設置、3、ハラスメント等を防止するための懲戒処分の厳格化。先ほども出ました。職員のセルフチェック・アンケート等の実施、研修等の充実など、各消防本部が取り組むべき具体的な対策を掲げております。

3点目として、パワーハラスメントの予防と徹底した対策について伺います。

3番目に、国民健康保険税について伺います。

新年度から国民健康保険税賦課方式の2方式が導入され、今議会において税率改正の条例が提案されております。私は今まででも高い国保税の引下げを求めてきましたが、2方式を理由にさらに税率の引上げが行われないように、国保税の問題をこれまで取り上げてきました。

そこで、1、国民健康保険税の軽減について伺います。

国保世帯で、子どもの数が多いほど国保税の負担が大きくなる均等割は、まるで人頭税である、子育て支援に逆行している、こうした批判が大きく上がっており、全国知事会などの地方団体からも均等割見直しの要求が出されてきました。人間の頭数に応じて課税する人頭税は古代につくられた苛酷な税制で、この時代錯誤の仕組みこそ国保税を低所得者や家族が多い世帯に重い負担にしている最大の要因です。制度から子どもの均等割をなくすことを国に求めていくことを要望します。

国は2022年度から、子どもに係る均等割額の軽減措置として、全世帯の未就学児を対象に、均等割額を2分の1に軽減するために、国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1を取ることにしました。また、茨城県は、多子世帯の軽減策として、茨城県特別交付金総額5億円を創設しました。20歳未満の被保険者数に応じた交付金で、本市は1人当たり7,390円、交付額597万円になります。

子どもの税額負担軽減の交付金ですが、使途の制限はありません。本市では、県の交付金を全体的に税額を軽減する財源として一律軽減する方法が取られます。これも一つの軽減策だと思いますが、子育て支援の視点からはどのような検討がされたのか。多子世帯の負担の均等割軽減の考え方について伺います。

次に、基金の活用について伺います。

賦課方式を2方式にすると税額が大きく変わる世帯もあることから、被保険者の急激な負担増にならないよう基金を活用していくということで、2021年度末の基金残高約7億5,000万円を活用し、均等割の軽減割合を2022年度、新年度は2分の1、2023年度は3分の1、2024年度は6分の1、2025年度の4年目からは軽減割合なしの改正税率どおりの課税となります。

初年度は、多くの世帯が国保税が値下げになります。ところが、3年後、4年後には、どんと大幅に課税額が上がります。3年間の基金活用後の残高約3億円を活用して、納付金の状況を見ながら国保税の負担軽減に活用していくべきだと思いますが、基金の活用について伺います。

4番目に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

1、ワクチン接種の促進と、PCR検査の充実について伺います。

子どもの新型コロナ感染者が急増しており、5歳から11歳までの子どももワクチン接種が受けられるようになりました。本市で行っているPCR検査は、小学生まで1,000円、中学生以上2,000円で実施しておりますが、茨城県の無料検査が昨日3月6日より再開されました。感染拡大防止のためには、PCR検査の拡大・充実が何より感染防止のために重要です。子どものワクチンの早期接種とPCR検査について伺います。

2、支援が必要な人、誰一人取り残さない支援について伺います。

厚労省が行う、新型コロナの影響で保育園の休園や小学校などが休校し仕事を休まざるを得なくなった保護者に有給休暇を取得させた事業所の小学校休業等対応助成金について、事業所の確認をせずに保護者の個人申請が可能となりました。本市では休校・休園措置が取られております

が、小学校休業等対応助成金の保護者への周知状況について伺います。

3、自宅療養者への食料支援について伺います。

新型コロナ感染者の自宅療養者が増加しています。自宅療養者が療養に専念でき、安心して療養生活が送れるように、7日間から10日間、食料品や日用品などが不足して生活に困ることがないように支援が行われております。

この支援は、親類などからの支援を受けることが困難な方を対象にしております。茨城県は配食サービスを実施しておりますが、市の自宅療養者への支援、食料支援について伺います。

5番目に新総合体育館について伺います。

新総合体育館は、スポーツ施設としてはもとより、市民の様々なライフステージに合わせて幅広く利用できる施設として、また、指定避難所の中核として活用されるという説明がされています。

文教民生委員会では、2回、スポーツ振興課より説明をいただき、質問、意見などを述べる機会がありました。

整備計画をつくるときにスポーツ愛好者からアンケート調査を行ったと聞いておりますが、基本設計ができ、イメージがつかめる段階の今、スポーツ愛好者、指導者、スポーツ団体、文化団体の皆さんに感染対策を十分した上で集まっていただいて、説明会を開き、意見等を伺い、実施設計にできることは反映させていく取組を求めたいと思います。

少なくとも、スポーツを楽しみ利用する市民の皆さんがこの整備事業に参画することが、完成後、市民が利用しやすい、市民に愛される、親しみの持てる施設になり、スポーツ施設の拠点としてまちづくりにもつながると思います。市民に愛される新総合体育館を整備するために、市民やスポーツ団体などから要望や意見を聞く、このことについてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○川又照雄議長 答弁を求めます。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 東海第二原発再稼働についてのご質問にお答えいたします。

初めに再稼働の可否の判断につきましては、これまでにも再三申し上げておりますように、福祉や産業、教育等、様々な分野の市民の方々から適切な時期に意見を聴取し、私が判断をしております。

次に、広域避難計画の実効性につきましては、現在、計画に基づく避難訓練を実施し、その評価・検証を行い、必要に応じ計画の見直しを行いながら、計画の実効性を高める取組を進めているところでありまして、専門的知見を持った方々の意見を伺いながら市が総合的に判断すべきものと考えております。

○川又照雄議長 消防長。

〔大関正幸消防長 登壇〕

○大関正幸消防長 消防本部に関する3点のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問でございますが、令和3年におきまして消防職員1名が心身に不調を来し、療

養休暇を取得しております。

心身に不調を来した要因に関しまして、療養休暇を取得した当事者からではなく匿名での情報提供があったことから、実態把握と真相を究明するために、当事者、関係する職員並びにその他の職員から聞き取り調査を実施し、状況確認を行いましたところ、聞き取り内容に差異があったことから、処分の公正と統一を図るため、常陸太田市処分審査委員会へ調査内容を提出し、審査を求めました。

続きまして、2点目の市消防本部の処分の決定についてのご質問でございますが、「地方公務員法」第6条の規定により、任命権者である消防長は、職員の任命、分限、懲戒などを行う権限を有するとされておりますことから、1点目のご質問で答弁をいたしました常陸太田市処分審査委員会から、パワーハラスメントの要素を満たすまでには至らないが、関係した職員の業務上などの指導において職員が心身に不調を来した事実を重く受け止めるべきであるとの上申を受け、消防本部において処分を決定いたしました。

続きまして、3点目のパワーハラスメントの予防と対策についてのご質問でございますが、全職員に対しまして、パワーハラスメント及びその他のハラスメントにつきまして定期的に注意喚起をし、ハラスメントに関する意識づけの実施をしております。さらにハラスメントに関する職員の研修などへの参加を促進し、良好な職場環境の構築に努めてまいります。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 保健福祉部関連のご質問にお答えをいたします。

初めに、国民健康保険税に係る多子世帯における均等割軽減についてのご質問でございますが、今回の税率改正においては、基金を活用し、均等割を令和4年度は2分の1、令和5年度は3分の1、令和6年度は6分の1の軽減をすることで、被保険者の急激な負担増とならないよう激変緩和措置を講じる予定としております。これは、特例的な措置として全ての被保険者において負担軽減が図られるよう、市国民健康保険運営協議会からの答申を受けて行うもので、これにより多子世帯への負担軽減も図られているものと考えているところでございます。

今後、市単独による子どもの均等割軽減を実施する場合には、基金からの一時的な繰入れではなく、保険税による財源確保が必要不可欠となりますことから、県内市町村の動向を注視し、検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、基金の活用についてでございますが、今回の税率改正における激変緩和措置を実施した場合、基金の残高は約3億円を見込んでいるところでございます。基金の保有額につきましては市町村の判断に委ねられているところではございますが、健全な財政を維持するために、一月分の保険給付費として支払われております約3億円を目安に基金に保有していきたいと考えております。

また、今回の税率改正における基金の繰入額につきましては、令和3年度本算定時のデータを基に試算したものであり、今後の被保険者数や所得状況、さらには県への納付金の変動も大きく影響しますことから、適正な繰入れに努め、来年度以降の基金保有額により活用の判断をしてま

いたいと考えているところでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、子どものワクチンの早期接種についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の発症・重症化予防のため、5歳から11歳までの小児ワクチン接種の方針が国から示され、本市においては、5歳から11歳の2,218人に対し、2月25日にワクチン接種を受けるために必要な予診票等の発送をいたしました。

予約の受付につきましては、3月1日からコールセンターへの電話やウェブ、LINEにより受け付けており、ワクチン接種の開始は3月11日からとなっております。

接種を行うに当たっての優先順位ですが、低年齢児は自身で感染対策を取ることが難しいことから、5歳のお子様から段階的に市内8か所の協力医療機関で実施してまいります。

なお、3月の県からのワクチンの供給数ですが、延べ700回分、実人数にして350人分が配送される予定でございます。

次に、子どものPCR検査についてのご質問にお答えします。

令和3年10月1日より、ワクチン未接種の年齢である12歳未満のお子様に関し、不安解消のため、1人2回まで、1回につき1,000円の自己負担でPCR検査を実施いたしましたが、県が本年1月4日より、感染に不安のある方を対象に、県内の薬局やドラッグストア等で無料検査を開始しましたことにより、当市のPCR検査を休止いたしました。その後、感染の急拡大により全国的に検査キットが不足したことで、県は2月5日から無料検査を一時休止としたため、市では、2月10日からワクチン接種の有無にかかわらず、無症状で感染された方との濃厚接触がない方を対象に、小学生以下1,000円、中学生以上2,000円でPCR検査を実施しておりましたが、昨日3月6日から県の無料検査が再開したため、3月4日をもって市の検査は休止したところであります。なお、3月4日までの15日間で155人の方が検査を行いまして、そのうち小学生以下が25人となっております。

次に、小学校休業等対応助成金の保護者への周知状況についてのご質問にお答えをいたします。

小学校休業等対応助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校や保育園などが臨時休業となり子どもの世話のため仕事を休む保護者の方に有給の休暇を取得させた事業所に対して賃金相当額を助成するものでございますが、市では、小中学校や幼稚園、保育園等に通う子どもの保護者に対し本制度の情報が行き渡るよう、各施設の長宛てに制度に関するリーフレットを配付し、周知の依頼を行っております。

次に、自宅療養者の食料支援についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症が急増し、自宅療養にならざるを得ない方が増えている状況から、県では、自宅療養者で、同居家族や近隣に親族、知人等がおらず、食料などの買出し支援を受けられないことができない方、インターネットなどを利用し宅配やキャッシュレス決済などの方法により外出せずに食料品を確保することができない方に対して、1回につき5日分のレトルト食品、飲料、生活用品等を療養期間中に2回まで自己負担なく支援するサービスを行っております。

このサービスは、受託業者から食料品が届くまでに二、三日の期間を要するために、市では、

この期間に食料支援を希望する市民に対して、県と覚書を取り交わし、自宅療養者の情報提供を受け、直接、療養者と連絡を取り合った上で、ご自宅まで食料をお届けをしております。

なお、この食料につきましては、市社会福祉協議会と連携を図り、協議会事業の一つである新型コロナウイルス感染症拡大下の生活応援事業を活用しまして、3日分程度のレトルト食品等の提供を行っているところでございます。これまでの実績は7件で、そのうち独居の高齢者が2件、ほかからの支援を受けることが困難な家庭が5件となっております。

○川又照雄議長 教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

○武藤範幸教育部長 新総合体育館について、市民やスポーツ団体などから要望や意見を聞くことについてのご質問にお答えいたします。

まず、令和2年10月に、新総合体育館整備基本計画の策定に当たりまして、一般市民、体育館利用団体、市スポーツ協会に加盟するスポーツ団体、スポーツ少年団、学校体育施設利用団体などの皆様に対しまして、新体育館の必要性に加え、新体育館に望む機能や設備などにつきましてもアンケート調査をしてきたところでございます。主な意見といたしまして、会議やダンスなどができる多目的ルーム、トレーニングルーム、シャワー室、アリーナの空調設備、トイレの充実などで、基本計画に反映をしてきたところでございます。

現在、配置計画、多目的運動広場や駐車場などの外構、体育館本体などの基本設計の策定を進めているところでございまして、策定経過の中で、進捗状況等に応じ、適宜、市の関係部署で構成する新総合体育館整備庁内検討委員会、いわゆる内部委員会、また、県内外のバレーボールやバスケットボールなどのスポーツ関係の専門の方や、障害者スポーツの有識者、市民や市のスポーツ団体等の代表者、女性委員などで構成する新総合体育館整備検討委員会、いわゆる外部委員会を開催し、各委員の皆様のご意見をいただきながら進めているところでございます。

今後は、これら委員会に加え、県内外のトップレベルのチームの関係者や、ユニバーサルデザインの知見を有する方などから、より専門的なご意見をいただくことも計画をしているところでございます。

なお、市民やスポーツ団体などに対しましては、現体育館の解体スケジュールなども含めまして、適切な時期に、随時、ホームページ、広報紙等を活用し、情報提供をしております。

○川又照雄議長 宇野議員。

〔18番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○18番（宇野隆子議員） 2回目の質問を行います。

まず、最初の東海第二原発再稼働問題について、2点お伺いをいたしました。

市長は再三と言われましたけれども、私もこれは何度か聞いております。ただ、市民から慎重な意見をしっかりと聞く、そのことについてどのような形でやるのか、そのことについて今回伺ったわけです。

様々な分野から市民の皆さんの声を伺っていくということではありますが、前大久保市長のときに、農業関係者、文化、PTA、それぞれの分野から市民の声を聞くということで選出された、

名称は忘れましたけれども、そのような市民の会がありましたけれども、これは、先ほど市長がおっしゃったような様々な分野から意見を聞く、その対象となる団体でしょうか。

○川又照雄議長 市長。

○宮田達夫市長 ご質問の趣旨がいまいちのみ込めませんが、前大久保市長がご答弁しましたように、あれはまだ会として決まったわけではなく、こういう人たちから話を聞こうと、そこまでの段階でございますけれども、予定としてはそういう関係の方々からお話を聞きたいと思っております。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 当時、選出された分野からの方々、二十数名だと思いましたが、私は、やはりきちんと聞いていくということになれば、こうした分野の方々の意見を聞くことももちろんですが、もっと広く市民の皆さんからご意見を聞くという形態をつくっていくと。そのことがやっぱり本当に市民の皆さんから意見を聞くということになるかと思えますけれども。

そして、再稼働の可否を判断するのは市長ですが、その再稼働の是非を決めるのは市民なんですね。だから、やはりより多くの市民の皆さんの声をきちんと聞いてほしいと、このことを求めているわけですが、その点についていかがでしょうか。

○川又照雄議長 市長。

○宮田達夫市長 先ほども申し上げましたように、前市長のときに決めましたメンバーの方々を中心に話を伺っていきたいと思っております。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） それでは十分な市民の皆さんからの意見を聞くということには私はないと思います。改善を求めたいと思います。

誰が避難計画の実効性を判断するのか。規制委員会ではない。先ほど質問の中でも言いましたが、やっぱりこれも市民なんです。ですから、やはり、きちんと避難計画に実効性があるのかどうか、そういうことも含めて、多くの市民の皆様方から、この2点目についても聞く、そのような立場で進めていただきたい、このように思いますけれどもいかがですか。

○川又照雄議長 市長。

○宮田達夫市長 避難計画の実効性につきまして市民の方々から意見を聞くとは申しておりませんで、市として判断をしてまいりたいと思っております。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 答弁はそうにいただきましたけれども、やはり実効性のある避難計画を判断していくのは、私は最終的には市民だと思いますけれども。しっかりと、より多くの方々の市民の声を聞く、そういう立場でお願いしたいと思います。

2番目、パワーハラスメントについて3点伺いました。消防本部におけるパワハラ問題の実態把握と真相究明について伺いました。

先ほど私の質問の中で、非常に連日のようにちょっとしたミスでも大きな声で叱責される、無

能扱いされる、このようなことで幾つものような行為が行われてきたかということを挙げましたけれども、実際には、調査をして、どのような行為が行われたのか、この点について伺います。

○川又照雄議長 消防長。

○大関正幸消防長 ただいまの質問にお答えいたします。

調査内容に関しましては、個人情報等が含まれますことから、答弁は控えさせていただきます。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 調査内容、現実的にどのようなことが行われていたのかということですね。私が先ほど述べましたけれども、幾つもの声を述べました。これはどうなんですか。こういうことが行われていたとお認めになりますか。

○川又照雄議長 消防長。

○大関正幸消防長 2回目にお答えいたしましたように、調査内容については、各職員からの聞き取りを含めまして、個人情報等が含まれますので、答弁は控えさせていただきます。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 私はやはりきちんと問題を明らかにするというのが、これから消防署内でのパワーハラをなくしていく、その解決の道だと思うんです。

私も、被害者であるご本人に会いましたけれども、こんなことも言っておりました。通勤し、途中、消防本部が近くなってくると握っているハンドルが汗でべたべたになると。それだけ緊張しながら、1年半以上耐えて耐えて頑張ってきたんですよ。

今回、別な職場のほうに異動になりましたけれども、45日間も心療内科にかかるほど大変大きな精神的な打撃を受けて、そして、12月1日から職場に復帰しておりますけれども、これが本当に取り返しのつかないことにならなかったのは、本人が頑張ったからなんです。もしそういうことになったときには、今回のような処分では済まされないと思います。

私はもっと真剣に、人の命を守る、それから、消防職員の若い将来性をやっぱりきちんと大事にするという立場で、消防長の監督責任もありますから、そういうことも含めて、今回の当事者である総務課長にしっかりと反省してもらいたい。

○川又照雄議長 宇野議員に申し上げます。私見よりも再質問をお願いしたいと思います。

○18番（宇野隆子議員） そういうことで、今回の処分については非常に、懲戒処分にはかからなかったわけですが、人事院から出ております懲戒処分の指針についてということで平成12年3月31日に出されておりますけれども、最終改正が令和2年4月1日ということになっておりまして、これを読みますと、人事院ではこのたび、懲戒処分がより一層厳正に行われるよう、任命権者が懲戒処分に付すべきと判断した事案について処分量定を決定するに当たっての参考に供することを目的として、別紙のとおり懲戒処分の指針を作成しましたということでありまして、この中でパワーハラスメントを見ますと、パワーハラスメントということを行ったことにより、相手に著しい精神的または身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給、または戒告とすると。パワーハラスメントを行ったことについて、指導、注意等を受けたにもかかわらずパワーハラスメントを繰り返した職員は、停職、または減給とする。もう一つあります。パワーハラス

メントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重責による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職、または減給とすると。このように、大変パワーハラスメントに対して厳重な処分が出されているわけです。

それで今回、質問の中でも述べましたけれども、様々なパワーハラスメントに関わる行為を受けてきたと。これらのことを今度の市の処分審査委員会においても、また、その答申を受けて、消防長が処分を決定したわけですが、これらの行為をパワーハラスメントということで認めなかったということですか。それについて伺います。

○川又照雄議長 消防長。

○大関正幸消防長 ただいまのご質問にお答えいたします。

処分審査委員会からの意見を求めましたところ、パワーハラスメントの要素を満たすまでには至らないということでございます。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 45日間も我慢に我慢に耐えて、療養休暇届を出して苦しんできたわけですよ。ここまで追い詰められていて、これがパワーハラスメントに至らないと。これは何をもって至らないとしたわけですか。じゃあ、パワーハラスメントというのは何だと消防長はお考えになっていますか。

○川又照雄議長 宇野議員に申し上げます。今の答弁に対しての私見ではちがいが明かないように思うんで、質問を変えてもらわないと先に進めないのかなと思っているんですけども。

宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 私見は私は「議場騒然、聴取不能」。

○川又照雄議長 しっかり答弁を受け止めた上での発言ならいいけれども、45日もこうした、ああしたという話では、結局最終的に落ち着くところに行かないでしょう、相手の答弁に対して批判をしているようでは。消防長に質問しましたよね。消防長はちゃんと答えたわけですから、それに対して異議を申し立てたんでは再質問に合わないと思うんですけども。

はい、もう1回。宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 私の質問に対しての消防長の答弁に納得できないと。ですから、さらに私は伺っているわけです。

ですから、パワーハラスメント、消防長はどのような行為をパワーハラスメントと呼ぶのか、このことについて伺います。相手は、45日も療養するということは「聴取不能」ですよ。

○川又照雄議長 宇野議員にもう1回申し上げます。宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） こういうことを重く受け止めていないのかと「聴取不能」ますよ。

○川又照雄議長 宇野議員に申し上げますけども、これは市の処分審査会からパワーハラスメントの要素を満たすまでには至らないという答えを受けて消防長のほうで判断をしたわけですから。それに対してまた宇野議員がそれは腑に落ちないという再質問であるとすれば、答弁要求するのはおかしいというふうに思うんですけども。もう一回いいですか。宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） それでは、処分審査委員会の委員長は通常であれば副市長ですけれ

ども、現在、副市長がいないということで、教育長がその委員長となりましたけれども、それではこの問題を委員長に聞くということですか、どういう審査がされたのかと。

○川又照雄議長 すいません、宇野議員に申し上げますけれども、宇野議員の質問に対して消防長は答えたわけででしょう。

○１８番（宇野隆子議員） 私は、今回の処分について全く納得していないと。一般質問でも言いましたけれども、ほかの職員たちからもこの処分には納得できないという声が入ってきてますよ。ですから、なぜこのような低い……。懲戒処分にも至らなかったよという処分が出されたのか、非常に疑問なんです。本当に実態を徹底して調べたのかどうかと、このことです。

そして、やっぱり消防署内でのパワハラをなくすという真剣さ。本当に被害者の立場に立って真剣に、今後パワハラをなくしていくための解決策を見いだしながら取り組むという姿勢が全く見えないと。やっぱり、こういうことで隠蔽したり、きちんとやらなければ、またこれからもうした状況が生まれるかもしれない。

人事院でも、徹底してきちっと厳格にやりなさいと、このように言っているわけですよね。それで今私が、懲戒処分に至らないと結論づけたのはなぜなのかということですよ。そのことを答弁していただかなければ、この問題というのは解決しませんよ。もう結果が出たんだからいいのではないかと、そんな問題ではないですよ、本当に命に関わる問題ですから。

○川又照雄議長 宇野議員に申し上げますけれども、消防長の判断の中で、市の処分審査委員会の意見を聞いたということは認めますよね。

○１８番（宇野隆子議員） 分かっていますよ、それは。

○川又照雄議長 その答弁に対して何が不服なんですか。

○１８番（宇野隆子議員） ですから納得ができないと。

○川又照雄議長 でも、処分審査委員会というのがあるわけでしょう。

○１８番（宇野隆子議員） いや、納得が……。私からは、はっきりとしたパワーハラスメントであると。人事院の「パワーハラスメントとは」ということと照らし合わせても、今回、被害者へ身体的、精神的に大きな被害を与えたと、これがパワハラじゃなくて何なんだろうかと、私はこのことを聞いているんです。聞きますと、処分審査委員会で決めたと、ですから私はそれに基づいて決定を下したというふうな話ですよ。だから、このようなことは納得できないと。本当に実態調査をして、真剣に被害者の立場に立って解決する方向になってないんじゃないかと、このことを言っているわけです。処分が出たから、宇野議員、何を聞いているんですかと、このようなことはないと思います。

それで、私は消防長に……。

○川又照雄議長 宇野議員、分かって聞いているのかもしれないけれども……。

○１８番（宇野隆子議員） 再調査を求めますけれども、この点について消防長はどのようにお考えになりますか。

○川又照雄議長 暫時休憩しますので。

午後２時５７分休憩

午後 3 時 15 分再開

○川又照雄議長 休憩前に引き続き再開をいたします。よろしいですか。

消防長。

○大関正幸消防長 先ほどの処分についてのご質問にお答えいたします。

処分については、答弁させていただきましたとおり、消防本部において決定をいたしました。しかしながら、処分に関しまして常陸太田市処分審査委員会からパワーハラスメントの要素を満たすまでには至らないという上申を受けまして、その上申に基づきまして、市消防本部で市条例に基づく量定について判断をし、消防本部で処分を決定いたしました。

なお、処分の内容につきましては、個人の内容が含まれますことから詳細には答弁を差し控えさせていただきますが、消防本部におきましてもパワーハラスメントには当たらないと判断したものです。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 答弁の中身は分かりました。

今回、身体的にも精神的にも大きな苦痛を与えられたと。このことについて、もう一度、再調査をする、このようなお考えはありませんか。

○川又照雄議長 消防長。

○大関正幸消防長 消防本部において処分を決定しておりますことから、再調査につきましても考えは持っておりません。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） それでは、時間が迫っておりますので、最後に総括的に市長にお伺いしたいと思うのですが、今回の消防本部内でのパワーハラスメントも含めて、市役所内でのパワーハラスメントを防ぐ、そしてやっぱり、厳しいといいますか、しっかりした対策を取っていくと、毅然とした対策を取っていくということについて、市長のご見解をお伺いいたします。

○川又照雄議長 市長。

○宮田達夫市長 市におけるハラスメント予防と対策につきましては、これまでも専門的な研修を実施しております。なお、本年度は、庁内研修として、講師を招き、管理職を対象にハラスメント防止対策を実施したところでありまして、来年度は一般職を対象に実施することとしております。

また、相談体制といたしましては、相談窓口である総務担当への相談のほかに、庁内情報システムにホットラインを設けておりまして、各部局の人事担当管理職に直接相談ができる体制となっております。今後、早期の発見と予防に努めてまいります所存でございます。

今後も研修等を通しまして、引き続き、職員の理解を深め、早期の相談・予防に取り組むとともに、職員向けにハラスメント防止等の指針を策定し、さらなる啓発を図ってまいります所存でございます。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 徹底した対策を講じていただくと、このようことでのるご答弁をいただきました。よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○川又照雄議長 以上で一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合上、明日は休会とすることといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、あしたは休会とすることに決しました。

○川又照雄議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は3月9日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時19分散会